

令和4年玉村町議会第2回定例会会議録第3号

令和4年6月3日（金曜日）

議事日程 第3号

令和4年6月3日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	重田勢津子君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

2日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、8番三友美恵子議員の発言を許します。

〔8番 三友美恵子君登壇〕

◇8番（三友美恵子君） おはようございます。8番三友美恵子でございます。通告に従い一般質問をいたします。

1番、「こどもまんなか」社会の実現について。子供政策の司令塔となるこども家庭庁設置法案が5月17日の衆議院本会議で賛成多数で可決されました。今国会で成立される見通しで、来年4月には内閣府の外局として設置されるようです。一步前進という気持ちです。しかし、まだ日本には子供の権利を守るこども基本法がありません。子ども権利条約の批准から28年を経て、やっとこども基本法が制定される見込みが高まってきたような状況です。

玉村町は「子どもを育てるなら玉村町」を掲げてきました。こども家庭庁の新設、そしてこども基本法制定の見込みを踏まえて、玉村町は今後「こどもまんなか」社会をどのように構築していくのか、お考えを伺います。

また、現状把握ということで、以下についてもお伺いします。

- ①、子どもの貧困の現状対策について。
- ②、子どものいじめの現状と対策について。
- ③、ヤングケアラーの現状と対策について。
- ④、不登校の現状と対策について。
- ⑤、小・中学校への生理用品配布の現状について。
- ⑥、児童虐待防止対策事業の現状と対策について。

最後に、玉村町の子ども相談ワンストップ窓口の新設と子ども基本条例の新設について、取り組む考えがあるかお伺いいたします。

2番、子どもを安心して生み育てられる社会について。令和4年の施政方針「重点目標②、子どもを育て未来をつくる」の中に「親が働きながら子どもを安心して生み育てられる環境づくり」を積極

的に進めるとあります。

(1) 番、厚生労働省によると、令和元年度の育児休業取得率は女性が83%でありましたが、男性は7.48%と低い取得率でした。この状況に対して、男性育休の取得推進の検討が進み、2021年6月3日「改正育児・介護休業法」が賛成多数で可決・成立し、2022年10月1日より施行されます。

そこで、以下のことについてお伺いします。

①、玉村町役場の男性の育児休業取得率の現状はどうか。

②、10月に施行されるに当たり職場内の雰囲気改善や制度理解の周知など、どのような準備をしているか。

(2) 番、夫の家事・育児時間が長いほど妻の継続就職割合や第2子以降の出生割合が高くなるという調査結果があります。男性が子の出生直後に休業を取得して主体的に育児・家事に関わり、その後の育児・家事分担につなげることは、女性の雇用継続や夫婦が希望する数の子供を持つことにつながると、あるビジネスコラムの中に掲載されていました。

以上のように、出産後の子育て支援として、「親が働きながら子どもを安心して生み育てられる環境づくり」は、とても重要なことと考えています。

玉村町では、現在、放課後児童クラブにおいて、産後2か月を経過して、産休を取る場合には、産休の間は子供を同クラブに預けることができなくなります。3か月目から元気に職場復帰ができるようなお母さんもいるかもしれませんが、なかなか体調が戻らないお母さんもいるかと思います。いろいろな場合に臨機に対応できる体制は取れないでしょうか。対応をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、三友美恵子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、「こどもまんなか」社会をどのように構築していくかについてお答えいたします。まず、こども家庭庁に关しましては、こども政策の司令塔となり、虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困などの解決に向けて幅広く対応するために、政府が設置を目指し、現在国会で関係法令が審議中となっており、令和5年4月1日発足に向けた準備が進められております。あわせて、子どもの権利を守るための理念などを規定し、こども政策の基本となるこども基本法案につきましても、国会で審議中となっております。

現在、子供や子育てに関する制度は、複雑で多岐にわたっておりますが、こども家庭庁ができることで、子供や子育て世帯に対し、必要な支援が途切れることなく届くことが期待されております。町としましても、国、県、関係機関と密に連携し、常に子供や子育て世帯の目線に立ち、その方々の利

益を第一に考える社会を目指し、各種事業に取り組み、「こどもまんなか」社会の構築に取り組んでまいります。

次に、まず子どもの貧困の現状対策についてですが、現在生活保護世帯で18歳未満のお子さんがある世帯が6世帯、学校教育課での就学援助の受給者が50世帯と、このような町の状況ですが、子どもの貧困は見つけにくいものでございます。保育所や学校、放課後児童クラブなどでも気をつけて見ていくとともに、必要ならば関係各所へつなぐよう、携わる職員は気を配っております。現在は、フードバンクから食糧支援などもございますので、貧困とまではいかななくても、生活が苦しいと感じた場合は、健康福祉課や子ども育成課、民生委員などに相談していただきたいと思っております。

次の子どものいじめの現状と対策について、ヤングケアラーの現状と対策について、不登校の現状と対策について、小・中学校への生理用品配布の現状についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、児童虐待防止対策事業の現状と対策についてお答えします。まず、現在行っている対策についてですが、子ども育成課を事務局として、警察、児童相談所等の関係機関で構成する玉村町要保護児童対策地域協議会において、毎月それぞれの機関で対応している全てのケースの情報共有及び支援の検討を行っており、必要に応じて個別のケースについて具体的な支援の検討会議を行い、児童やその保護者の見守りを行っております。

また、町内全ての保育所、幼稚園、小中学校等に児童虐待防止パンフレット、傷、あざ等を発見した際の施設の対応についての通知、児童相談所のリーフレット等を配布し、児童虐待防止を呼びかけております。

さらに、町内医療機関に対し、虐待の疑われる児童が受診した際は、速やかに子ども育成課へ通告するようお願いし、広く情報収集に努めております。

ほかに、町民向けの児童虐待防止講演会、職員向け虐待対応研修会を毎年行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、開催できておりませんので、感染状況が落ち着き、開催できる状況になりましたら、再開したいと考えております。

通告から24時間以内の目視確認に努め、児童の安全を第一に考え、児童相談所や警察、学校、教育委員会等関係機関との的確な連携を図り、児童虐待防止に取り組んでおります。

次に、玉村町の子ども相談ワンストップ窓口の新設と子ども基本条例の新設について取り組む考えがあるかのご質問にお答えいたします。児童福祉及び母子保健の支援や相談窓口は、これまで別々に設置されておりましたが、これらの設置意義や機能を維持した上で、国では全国の市町村に全ての子供、妊産婦、子育て世帯に対し、一体的な相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置を目指し、現在児童福祉法及び母子保健法の改正案が国会で審議中となっております。改正案が可決されますと、市町村に対しては、こども家庭センター設置の努力義務が課されることとなります。

こども家庭センターの設置に向けては、運営に必要な人員及び経費等の算出や、国、県からの補助

金等の財政支援の有無などについて、関係課職員で勉強、意見交換を既に始めております。議員のご質問にあるワンストップ窓口とは違う形になるかもしれませんが、こども家庭センター設置に向けた検討を続けてまいります。

また、子ども基本条例に関しましては、こども基本法の制定に伴い、国をはじめ地方自治体において、様々な動きが出てくるのが予想されますので、群馬県及び県内市町村の動向を踏まえ、制定について検討してまいります。

次に、子どもを安心して生み育てられる社会についてお答えいたします。まず、玉村町役場の男性の育児休業取得率の現状についてお答えします。令和2年度の取得率は25%、令和3年度の取得率は20%となりました。令和2年度は1名取得、令和3年度は1名取得、令和4年度は1名取得、1名が取得予定となっております。

次に、職場内の雰囲気改善や制度理解の周知など、どのような準備をしているかについてお答えいたします。職場内の雰囲気改善につきましては、速やかに育児休業中の代替職員の募集を実施することや育児休業取得者以外の課内職員の協力により、育児休業を取得しやすい環境を整えることが重要と考えております。制度理解の周知につきましては、人事院による国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための対象期間の拡大、非常勤職員の育児休業取得要件緩和、配偶者出産休暇新設などを検討しており、現在今年の9月議会におきまして、条例改正を行う準備をしているところであり、その後、職員に対して制度理解の周知を行う予定でございます。

次に、親が働きながら子どもを安心して生み育てられる環境づくりについてお答えいたします。現在、放課後児童クラブの利用申込みにつきましては、家庭で保育ができないことが条件となっております。具体的には、就労、就学、病気・障害、介護・看護のほか、出産前後2か月の期間を条件としております。出産後2か月とは、出産日の2か月後に当たる日が属する月末のことで、それまではクラブを利用することができますが、その期間を過ぎますと、職場復帰をするなど、ほかの理由がある場合を除き、退所していただくこととなっております。

議員がご指摘の出産前後の2か月の条件ですが、これは産前産後休暇が労働基準法第65条により取得することが認められている産前6週・産後8週間が強制的な休暇と位置づけられており、法令やその意味合いから、全国的に見ても多くの自治体でこの期間が設定されています。

また、育児休暇は、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、希望した保護者が子供を養育するために取得する休暇となっていることから、育児休暇中は家庭での保育が可能であるとみなすため、3か月以降は病気であるなど出産以外の理由がないと利用できないこととなっております。これまでのところ、クラブにおいて産後2か月までが期限であることを説明する中で、育児休暇に移行する3か月目以降も利用継続を希望する相談は記録がございませんでした。しかしながら、出産前後2か月という期間が法令等で決められているものではございませんし、議員

のおっしゃるように、産後の体調が思うように回復しないことや、産後2か月で新生児と小学生を同時に保育する時間が長くなることで、母親に負担がかかることも想定できますので、産後利用可能期間につきましては、クラブの運営委託事業者とも協議の上、検討してまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 学校現場における子供たちの現状や対策についてお答えいたします。

まず、いじめの問題についてですが、昨年度1年間に町内の小中学校で認知し対応したいじめの件数は約300件でした。玉村町では、教員が発見したり、子供から訴えがあったりした内容は、たとえふざけっこや、からかいであっても、全ていじめとして認知し、対応しています。いじめによって子供たちが深く傷つくことは決してあってはならないことです。各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針を作成しています。その方針を踏まえ、子供たちを日々丁寧に観察し、保護者との連絡やチャンスをつかえた相談、毎月実施するアンケート等から、子供たちが発する小さなサインに気づき、どんな小さいいじめも見逃さないよう、全職員でいじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでいます。

次に、ヤングケアラーの問題については、昨年度町内の小中学校の教職員と児童、生徒を対象に、実態把握のためのアンケートを実施したところ、ヤングケアラーと想定される子供が小学校、中学校にそれぞれ複数名いることが分かりました。その後、学校教育課、子ども育成課、健康福祉課でヤングケアラー支援会議を開催し、ヤングケアラーと想定される子供たちの状況について共通理解を図り、個別の対応やサポート体制について検討しました。その後、対象生徒の保護者に対し、保健師や基幹相談支援センター相談員による支援や、民生・児童委員の見守り等を行っています。また、対象生徒には、スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングを行い、生徒の気持ちに寄り添って支援をしています。これらの取組により、家庭の状況が落ち着き、該当生徒も元気に学校生活を送っています。今後もヤングケアラーの早期発見、把握とともに、該当する子供たちの気持ちや家庭の実情を十分に踏まえ、関係課で密に連携し、丁寧に対応してまいります。

次に、不登校の現状と対策についてです。町内の小中学校において、今年度4月末の時点で、月に6日以上欠席した不登校児童、生徒の人数は、小中学校合わせて約35人となっています。要因としては、本人、学校、家庭に係る複合的なものと考えています。

現在、文部科学省から、不登校を問題行動として捉えず、児童、生徒が社会的に自立することを最終目的とすることが示されております。各学校では、学級担任や学年職員、養護教諭等を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉の専門人材も積極的に活用し、相談体制を構築して、本人や保護者の気持ちに寄り添い、支援を行っています。また、町の不登校児童、生徒の支援施設である教育支援センター「ふれあい」では、在籍校と連携しながら、社会的自立に向けた支援を行っております。

次に、小・中学校への生理用品の配布についてですが、昨年度町の予算で購入した生理用品を小学校5年生から中学校3年生の女子児童、生徒全員に配布しました。今年度も引き続き配布を行う予定です。また、保健室にも常備しており、必要に応じて使えるように呼びかけております。さらに、保健室に取りに行くことに対する心理的な負担を抱える子供たちが安心して使えるよう、既に複数の学校でトイレと更衣室に生理用品を置いています。その他の学校においても準備を進めているところで、今後も子供たちが安心、安全に学校生活を送れるよう支援してまいります。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 自席から質問させていただきます。いろいろ丁寧に説明していただき、ありがとうございました。

まず最初の子どもの貧困の現状ということで、フードバンクですか、フードバンクに食糧を取りにいらっしゃる方というのは、どのくらいいらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

手持ちでその資料がちょっとないので、件数的には分からないのですが、私がたまたま日曜日とかにやっている状況のときに行ったりすると、お子様を連れてお母さんだとか、あとは若い女性の方とか、そういう方たちが少し列に並んでいるような状態なので、結構な人たちがいらしているのかなというふうに感じております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） はい、私も何度か見たことあるのですが、かなりの方が取りにいらっしゃっているかなと。フードバンクの材料というか、それは足りているのかなと心配しております。これだけこの貧困が広がっているということにちょっと驚きも隠せない状況ですが、これからは町はそのことに関してはやっていっていただければと思います。

子供のいじめに関しては300件ということで、件数的には多いかなと思いますけれども、大きな事案から小さな事案までいろいろあると思うのですが、このいじめに関しては、発見した後からケアが始まるわけですが、それはどの程度ケアしていくとか、一旦子供ってこういうふうに分かして、けんかで終わるようないじめはそんなではないのですが、根の深いいじめなどは長時間フォローしていかないといけないものもあると思うのですが、どのようなフォローをしていますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） いじめに関しましては、特に小学生の低学年児童につきましては、ひやかしやからかいでけんかをしてといったところが大半を占めております。そういったところにつきましては、もう早期にお互いの話を聞きながら、それぞれの気持ちを聞きながら対応することによって仲直りをして、またいつもどおりに仲よく過ごすということがほとんどになっています。また、だんだんと小中学生も学年が上がるごとにちょっと友人関係のもめごとで深刻になるケースもございます。そういった場合は、長期的に、単独で担任の先生だけではなく、学年ですとか、スクールカウンセラーですとか、相談体制が構築されておりますので、養護教諭も含めて学校全体で複数の体制で子供の様子を見守りながら、定期的にカウンセリングを行ったり、または場合によっては保護者と定期的に連絡を取り合っ、複合的に全体で包括的に支援をするようにしております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 玉村町においては、携帯は持たせていないという、SNSの何かインターネットのほうのそういういじめみたいなものはないですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 学校には携帯は持ってこないのですけれども、おうちで使っている子供たちも増えてまいりましたので、SNSですとか、そういったところでもめごとになるケースもございます。そういったところで気持ちが傷ついた子供が訴えをしてきて、そこから支援に入るといったケースもございます。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 学校については、いろいろやっけていただいているので、よろしくお願いたしますということで、先ほどこども家庭センターですか、それについてお話がありましたが、それについて詳しく教えていただければ、玉村町が今どんな準備をしているか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

こども家庭センターの設立の勉強をしているということで、先ほど町長から答弁をいたしました。今回のこども基本法の改正とあわせまして、児童福祉法ですとか、母子保健法ですとか、こちらのほうの改正も何かセットで現在審議をされているようでございます。その中で、今、子育て世代包括の機能と、それから虐待などを担当する子ども家庭支援拠点ですか、その辺の連携をもっと強化させるべきだというような、そういった議論があるようで、その辺も一緒にするような法律の改正案が出ているようでございます。この辺の国の考え方もちょっと読ませていただいたのですけれども、町といた

しましても、実は従来から中堅職員がその妊娠してから主に子供さん18歳までの期間で切れ目なく支援が必要なだけでなく、どうしてもやはり現在の制度では、途中でそういった支援が切れてしまうような傾向があるので、その辺を長く見守っていけるような、そういった組織をつくっていきたいということで勉強していたようです。

私も今年の3月からその勉強会に呼ばれまして、2回ほど出席をいたしました。まだ勉強会レベルで正式な形ともちょっと言えないのではないかと思いますのですが、その一体的な支援をしていけるように今、その国が今回改正で出してきたこども家庭センターのようなものを町でもつくっていきたいというふうに考えています。これは、まだ設置は努力義務ということなので、必ずつくらなければならないというものではないのですが、令和5年度に着手し、6年度までに完成すれば国の補助金が出るというところの話もございます。ただ、このセンターを機能させるためには、箱物もちょっと必要なのでございまして、相談室ですとか、プレイルームですとか、そういったものが必要になってきます。既存の建物を利用できればいいのですが、今、そういったところがあるかというのを必死に探しているのですけれども、なかなかちょっと見つからないような状況です。

また、このセンターの性質から、保健センターと密接に連携していく必要があるのですが、保健センターから物理的にも遠いところにつくっては、ちょっと効果が半減してしまうという、そういうような勉強もしております。できるだけその保健センターに近いところにつくっていきたいというふうなことも考えているのですが、ハードが必要となってきますので、土地がどこに求められるのかとか、そういったことも今ちょっと勉強しているところですが、その辺がちょっと今、非常に壁が高いかなというふうに感じております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 私もちょっと調べてみたら、こども家庭センター、いろいろな役目があって、本当にやり始めたら、すごい大きな建物が必要になってくる。ショートステイまでありますね。そういう形で本当に丸ごと家庭を支援していくというようなセンターで、これができれば玉村町すごいかなというのは思います。ぜひやってほしいなと思います。本当に今、家庭が崩壊しているとか、虐待に関してちょっとお伺いしたいのですけれども、虐待の支援というのは、私も何回か子ども育成課のほうに連絡を入れたりしているのですが、そういうあまり目立って本当に虐待されているというよりも、虐待っぽいことが起きているよというような情報を入れていますが、そこら辺のところでのどの程度のサポートをしていっているのかというのが知りたいのですけれども、私がお話しした事例がどこまでいっているかは、ちょっとそこからその後の報告を受けていないので、その家庭がどうなったかは全然分からないのですが、いろいろな事案がありますよね。今、子供を、学校の見守りをしているのですけれども、朝の見守り。そうすると明らかに違う子がいるのです。朝御飯食べていないような子とか、ネグレクトに相当するような子とか、そういう子が見受けられたりするのです。

が、そういう子に対してどの程度の支援を、本当にもう分かっている、児相に送るような場合だけでなく、小さな事案、それが大きな事案につながっていく可能性があると思うのです。そういうのを子ども育成課としてはどのように把握して、どのように対処しているか教えていただけますか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

まさにやはり相談内容によって、いろいろな対応があると思います。内容によりまして、例えば経済的部分での相談となりますと、伊勢崎市の保健福祉事務所さんなんかも要対協という組織があるのですが、そちらの中に入らせていただいておりますので、そういった中でこういった事例があるのだけれども、経済的な支援がもし必要であればちょっと窓口に入ってもらえないかみたいな形で、行政機関のそういったサービスにつなげるような形も取っております。内容によりまして、我々の相談レベルで解決していくようなものがあれば、それは役場内部で完結していくこともあります。その連絡をいただきましたおうちに伺いまして、職員が事情を聞きまして、例えば面前DVですか、子供さんの前で夫婦げんかがあるようなケースがあれば、通報に基づいて訪れまして、そういう夫婦げんかを子供さんに見せることも、子供さんの健全な発達には支障があるのですよということで、今は虐待という分類にも入るような話もさせていただいて、けんかを子供さんの前ではせめてしないような指導をしているというふうなものも何件かありますので、この相談内容によりまして、いろいろな形で我々も関わっていくというのでしょうか、そういうふうなケース・バイ・ケースかなというような感じがいたします。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そのようにいろいろなケースによって、本当に対応が役場の方も大変だと思うのですよね、あっちのところに連絡したり、こっちへ連絡したり。連絡をしても、そこの先からはどうなっているかは役場のほうは最終的まで把握できるかできないかはちょっと分からないのですけれども、そういうこともあると思うので、このこども家庭センターですか、ぜひこれを、私は相談窓口を一本化して、いろいろ相談がいっぱい入ったならば、そこのところでもできるような要するに子ども育成課に行ったり、健康福祉課へ行ったりするのではなくて、1つのところで解決できるような課ができたらいいなと、私は最初そういう考え方でいたのですが、この家庭センターというのが多分その役割になるのではないのか。その子供たち、家庭のことを一本で、もう本当に子供たちのいろいろなことを解決していくには、子供の支援だけではもう間に合わないではないか。家庭そのものを支援していかないと、この問題が解決していかないのではないかと思いますので、このこども家庭センターですか、それはぜひつくってほしいし、子ども条例、玉村町が「子どもを育てるなら玉村町」ということで今までやってきましたが、前は子ども憲章をつくってもらおうかなとか、いろいろ考えて

いたのですけれども、もしこれがあるのだったら、この条例をつくったりしながら、玉村町が本当に子育ての町だよということをアピールしていくと、いい町になるのではないのかと思っております。町長、このこども家庭センターにおいての設置に対してのお気持ちをひとつ聞かせていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 社会は子供だけではなくて、様々な世代でもう支援が必要な状況があります。それで、重層的支援ということで、玉村町では12のメニューで子ども食堂からひきこもりから解放する一歩として、何もしなくてもいい場所とか、いろいろ高齢者支援に対しての動きをつくっています。それとともに、今度はこの子供たちが置かれている深刻な状況は、やっぱり行政として目をそらしていくということではできないので、それに対応したいとは思って、今研究はしているのですけれども、要するに場所を、あといろんな資格者が必要になるとか、やっぱり財政的にもいろいろありますので、そういったものも対応しながら、しかし、子供は20年、30年後の日本の社会の軸を担う人ですから、きちんとやっぱり成長していくと、子供らしく成長していくことは重要だと思いますので、そこからいろんなことを政策をつくっていこうと思っています。

ただ、本当に職員も限りある職員の人数でいろんなことをしているので、なかなか1人が幾つかのプロジェクトチームに入ってやっているような状況もありますので、そういうことも踏まえながら、逆にまたいろんなことをやっているから、自分の担当以外のものも見えてくるということもできますので、そこはいいように理解して、みんなの職員のチームとしての力を向上させる中で、解決の方向へ、まず入り口に向かって進んでいこうと思っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 役場の職員は本当にいろんなこと、自分の持ち場の仕事以外のいろんなプロジェクトに関わったりして大変だと思います。今、縦割りではもう何も解決しないというような、役場の仕事が縦割りではほとんど解決しないですよ。みんな重層的に、それこそ重層的にとやるようですが、その重層的に、全てのことが重層的に関わってくるので、職員の質を高めていかなくてはいけないという、職員研修なんかも一生懸命やっていただいて、あとやっぱり人数が足りないのは、補充してもらえないような気はしますけれども、お金がないと言われると、もうそういうお金の制約があるでしょうけれども、やっぱり「こどもまんなか」社会の実現を玉村町ではぜひやってほしいなと思いますので、町長、頑張ってくださいと思います。

ちょっと忘れちゃったけれども、忘れちゃったけれどもなんて、話がどこに書いてあったかな。子供の生理用品の配布ですよ。この間、ちょっと学校教育課のほうでいただいたのですけれども、こういうハートフルボックス、これですね。これを使っているから、ありがたいと思います。生

理用品というのは、1回配っていただいたら、もう要らないというものではなくて、本当に毎月毎月かかるものですし、男の人には分からないでしょうけれども、これは大変なことだと思いますので、ぜひこれは子供たちのためにやっていただければと思います。

それから、次に育休、休業制度のことについてお伺いいたします。玉村町では、先ほど聞きましたら、男性の休業取得25%ということで、1人ということで、本当に玉村町役場の中では充実してそれがやっぱり公務員というのは恵まれているのかなと思いますけれども、そういうことは玉村町はできているということですが、玉村町の企業に関してはそんな情報は集めてはおりませんか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 町内の企業に対しまして、企業でどのくらいか、取得率かということは申し訳ないのですが、ちょっと把握しておりません。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 今度の法律改正で、男性労働者の育休取得ということで、男性が育休を取得しやすい職場の風土づくりとか、あと男性もその育休を取るということを申し出なければいけないというような制度が始まると思います。そのことについて玉村町は、企業に対してどのような、これからだと思うのですけれども、育休を取ってもらえるような、そういう制度ができますよというようなことを周知していくということが必要かなと思うのですけれども、そのことについてはどう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） その辺の企業に対しての周知ということですが、町のほうでできる限りの、周知のほうは、また10月に法の改正のほうも行われる予定ですので、その辺も含めまして、町としてできる限りの周知のほうは行ってまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ぜひとも周知をしていただいて、男性も育休を取得することができるようになってほしいと思います。この間調べていただいたのですけれども、合計特殊出生率、玉村町は前1.1幾つだったような気がするのですけれども、今どうなっているかなということでちょっと調べていただきましたら、1.32ということで、どんな状況で増えているのかはちょっと分からないのですけれども、もしかしたら文化センターのところに団地ができたので、そういうことも加味してなのかなとは思いますが、この合計特殊出生率を上げていくには、女の人の子供を産むことをちゅうちょなくできるというか、子育ては楽しいよという、子供を産んで育てたい。2人も3人も欲しい

という希望はありますけれども、本当に実際に子供がつかれる数というのは1人だったり、2人だったり、なかなか職場環境で1人産んだら、次また産むのみたいな言われ方をして、女性に対してもまだまだそこら辺の周知をなされていないのかなと思いますので、玉村町としてこれから子供を育てやすい、子供を楽しく育てていける町みたいな、そんな町をつくっていただければいいかなと思うのですが、町長、そういうことについては何かお考えをお持ちですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） やはり子供は子供らしくというのは、私のイメージだと、好奇心持って、自然があって、友達がいて、私なんか子供の頃から遊びは、ファミコンも何もない時代だったから、遊びをつくっていました。それで、自然にある地域の木を利用して遊んだりという中で、必然として地域がもう地域でつながっていなければ成長ができなかったというところがあって、しかし、あの頃は農村地帯ということもあったのかもしれない。それからもう産業が変わって、隣の人との関係が希薄になってきている中で今、成長、それでそこにまた競争社会みたいなものがあるから、なかなか疎外感で、教え合う、学び合う、つながるという関係よりも、むしろ将来のどういう意味か分からないけれども、成功に向けてのステップを歩みたい中での今、子育て環境であったのかなというのは、そういう意味で振り返ってみると、結構やっぱり幸せだったのは、子供の頃の時代はみんなそこそこ豊かではなかったり、そこそこ貧しかったけれども、つながっていたかなということがイメージとしてあります。だから、そこに戻せとは言わないまでも、今のような、今風の中で、このデジタル社会の中でも人間関係を維持できるような、遊びを遊びとして、子供が子供としての時間もゆったり過ごせるような環境をどういうふうにして、大人たちが焦らないで子供たちをそういった状況をつくってあげられるかということが一つのポイントかと思っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そうですね。大人がゆっくり子供を育てるためには、今、本当に2世帯、3世帯という同居はないので、働け、働けですよ。お母さん、お父さんも働いていて、なかなか自由な時間もない。そんな中でやっぱり子供を育てるために、地域が一丸とならないといけないということもありますし、やっぱり行政がしっかり関わっていかないとこれからの子供は育っていかないのではないかと思います。行政がしっかり子育て支援をし、育休、産休を取るお父さん、お母さんを支援し、そういうことをしっかりやらないと、結局休みがなければ、お父さんとお母さんだけ子供に目を向けるということもできないと思うのです。その産休、育休、それは男性もしっかり取れて、子育てはお母さんだけがするものではないという認識を男性に持っていただけることが大事かなと思うのですが、どうでしょうか、町長。

◇議長（石内國雄君） 町長。

[町長 石川眞男君発言]

◇町長（石川眞男君）　そうですよ。行政が諦めたら駄目だと思います。行政がやはり一つの、行政は行政で、要するに公務員は、人間というのは支え、支えられの関係だけれども、公務員はもう国民の負託によって身分保障とか給与保障が支えられているわけだから、今度は支えを求めている町民の人を支える責任がまず第一義的にあると思う。そういう意味において、出生から死亡までというか、そこまでの全過程に行政はいろんな形ではあるけれども、つながっていますよね。それが株式会社云々と、私的な会社なら自分の目的の範囲内で利益が出るのだけれども、行政は少々無駄なこともやらなければいけないという、そういう責任があるので、町の真ん中の一番大事な公共財だと思います。だから、この公共財が子供たちへの関心を諦めたら、もう終わってしまうので、そこは諦めずに、一人も取り残さない、みんなとつながっていくという意識をまず持って対応することは重要だと思っています。

◇議長（石内國雄君）　8番三友美恵子議員。

[8番 三友美恵子君発言]

◇8番（三友美恵子君）　役場の職員の方は育休の取得率1人、毎年1人ぐらいですけども、その方にできれば手記などを書いていただいて、前にやったときに何か変なことを言う人もいたのですよ。公務員はいいですねと、そんなことができてみたいな話をする方がいましたけれども、そうではなくて、公務員は取っていて、子供を育てるということはこういうことで、僕も一生懸命関与しましたよみたいなのをアピールすることによって、外の企業の方たちにも、ああ、子供を育てるということは大事だなというような、育休を取ることは大事だなというようなアピールをしていただければありがたいと思います。

そして、最後に本当に町長にお願いしたいのは、このこども家庭センター、これをしっかり考えていただいて、つくるという方向で、勉強会で終わらないような方向を、お金はないでしょうけれども、お金はないからできませんでしたというのだとちょっと話が違うかなと思いますので、ぜひできる方向で進めていただけるということを確認したいのですが、将来に向けて。

◇議長（石内國雄君）　町長。

[町長 石川眞男君発言]

◇町長（石川眞男君）　検討を進めます。

◇8番（三友美恵子君）　検討だけではなくて。

◇町長（石川眞男君）　進めますよ、それは。

◇8番（三友美恵子君）　はい、よろしく願いいたします。

以上で終わりにします。

◇議長（石内國雄君）　休憩いたします。10時5分に再開いたします。

午前9時50分休憩

午前10時5分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、5番小林一幸議員の発言を許します。

[5番 小林一幸君登壇]

◇5番（小林一幸君） 議席番号5番小林一幸です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

私、毎朝ウォーキングを1時間ぐらいさせていただいています。今日も玉村町内ずっと歩いてきまして、昨日もお話ありましたが、麦秋の郷の麦がきれいでありまして、大分刈り取られて、次の田植えの準備がしっかりと始まっている状況です。最近すごく歩いている方も増えてきて、知ってか知らないか、会釈をしながら歩きながらという楽しい時間を過ごさせていただいております。

先日、私、「ぐんま100kmウォーク」というイベントがありまして、参加をさせていただきました。ニューイヤー駅伝のコースなのですけれども、昼夜を問わず歩くというイベントでございます。正直たかをくくってゆっくり歩けば何とかなるだろうというので歩き出しましたがけれども、途中から苛酷なことなのだと感じまして、特に50キロを超えた時点からもう足が動かなくなってきて、もうこのままリタイアかななんていうので、ちょっと考えていました。その状況の中で、そこからすごく後押しをしてくれたのは、本当に全く見ず知らずの方が沿道とか車の中から応援をしてくれたり、あとエイドポイント、それからあとチェックポイントで温かく迎えてくれたスタッフ、ボランティアの皆様、本当にたくさんの方にお支えいただいたとともに、全く知らないのですけれども、一緒に歩こうと言って歩いてくれた仲間がいたからこそ歩けたのだというふうに思います。そういった形で、やっぱり地域の中、いろいろな中でもしっかりと支えていく、知らなくても、知っていてもそういう支えるというシステム、そういうものをつくらなければいけないと、つくっていくことが大切なのだということを実感しました。総時間25時間55分、大切に充実した時間を歩くことができました。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1番、新型コロナウイルス感染症対策及び今後の町の取組についてお伺いいたします。もうこれは毎回聞いていますが、新型コロナウイルス感染症対策について、ワクチン接種も進んではきていますけれども、町内での感染者もいまだ発生しているというのが現状でございます。そこで、感染症対策及び今後の町の取組について、次のことをお伺いいたします。

- ①、現在、町として行っている感染症対策及び取組についてお伺いをいたします。
- ②、ワクチン接種の状況及び支援体制についてお伺いをいたします。

続きまして、2番目です。総合相談窓口の設置及び相談後の対応についてです。コロナ禍などの要因により、環境変化等様々な状況もあり、生活のしづらさを感じることも多くなっています。さらに、メディアなどの情報についても多種多様化し、判断に困ることも多くあるのが現状です。当町としても重層的支援体制整備事業の中にもありますが、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していくことが必要で、三友議員もおっしゃっていましたが、総合相談窓口の設置について、本当に喫緊の課題だというふうに私も思っております。

(1) 番、そこで、様々な課題について相談窓口の設置状況及び相談後の対応について伺います。

①番です。医療的ケア児支援について、相談窓口の現状、相談後の対応についてお伺いいたします。

②番目、ヤングケアラー支援について、相談窓口の現状、相談後の対応についてお伺いをいたします。

③番目、地域課題（ひきこもり・虐待など）について、相談窓口の現状、相談後の対応についてお伺いいたします。

次に行きまして、(2) です。相談窓口が多くなることで、横断的な連携が必要となり、役場庁舎内だけでなく、様々な機関等との情報共有及び連携が重要となってきます。

そこで、今後の情報共有、連携などをどのように行っていくのか伺います。

①番です。様々な機関で実施している「なんでも福祉相談」窓口や「ちょこっと福祉の相談所」の窓口と町との情報共有及び連携体制についてお伺いいたします。

②番目です。地域包括支援センターや子育て支援センターなどとの情報共有及び連携体制についてお伺いいたします。

③番目です。民生委員・児童委員との情報共有及び連携体制についてお伺いいたします。

最後、④番です。町内の医療・福祉関係事業所との情報共有及び連携体制について伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、現在町として行っている感染症対策及び取組についてお答えいたします。現在の新型コロナウイルス感染防止対策ですが、昨日の宇津木議員の答弁でも申し上げ、繰り返しになりますが、まず学校などの子供に関する施設においては、感染者が発生した際に感染リスクのおそれがある接触者などに対し、拡大PCR検査を実施しており、感染拡大防止の対策を図っております。ほかに新型コロナウイルス感染者が確認された町内事業者に対して、施設等を消毒する必要がある場合、助成を行うとともに、自宅療養者の同居の濃厚接触者に対して、必要時に食糧やマスク、手指消毒の提供を行い、県と連携しながら、生活相談、安否確認等も実施する体制を築いております。また、これまでもお伝えしているとおり、情報発信では基本的な手洗い、マスクの着用の考え方、人との距離を空

けるなど、3つの密の回避など感染予防の注意喚起を町ホームページや広報、メルたま、タウン情報誌、役場ロビーでのデジタルサイネージなどで随時情報を更新しながら周知を図っております。今年の3月からは町内のクリニックへのワクチン配送時に、広報車による広報活動も実施しており、必要な基本的感染対策を周知しております。また、今後の感染状況に応じて、数々の感染対策の物品を備蓄すると同時に、医療機関や介護、障害などの事業所へは年2回程度マスクやグローブの提供をし、感染拡大防止を図っております。ほかにも玉村町新型コロナウイルス対策会議を開催し、状況に即した町の対策、対応を随時検討しており、担当課ごとの感染拡大防止対応をそれぞれ実施している状況でございます。最近の町内の感染者数は、微減傾向で推移しておりますが、再び感染状況が拡大するなどの事態が予想されるときには、必要な支援策を講じてまいりたいと思います。

次に、ワクチン接種の状況及び支援体制についてお答えします。ワクチン接種事業では、昨年来、国の指示に基づいて、接種順位、接種対象者が定められ、医療従事者や高齢者から接種が開始されてきました。また、伊勢崎佐波医師会及び伊勢崎市と連携協力を行いながら、検討を重ね、個別接種、集団接種を実施してまいりました。現在では、5歳から11歳に対して1・2回目接種、12歳から17歳に対して3回目接種を実施しており、5月25日からは60歳以上や18歳から59歳の基礎疾患がある人などに対して、3回目から5か月が経過した方に順次接種券を発送し、4回目接種が開始されております。接種率は、5月23日時点で5歳から11歳で約16%、12歳以上の全人口のうち、1・2回目を接種した人の割合が約82%、3回目は約61%という状況でございます。なお、個人通知には、予約ガイドを同封するとともに、接種後の副反応に関する情報は、ぐんまコロナワクチンダイヤルにお問合せいただくことや、接種に伴った効果、安全性などに関する情報においては、厚生労働省からのお知らせとして、通知のほかに、町ホームページでも国のサイトにリンクするように周知を図っております。

次に、総合相談窓口の設置及び相談後の対応についてお答えいたします。まず、医療的ケア児支援についての相談窓口の現状と相談後の対応についてですが、健康福祉課障がい福祉係が相談窓口になりますが、保護者からのご相談は、保健センターや子ども育成課経由で来るケースもございます。相談を受けた場合は、お子様の状況などをよく聞き取りし、医療的ケア児等コーディネーターも入りまして、学校や保育所への訪問看護の派遣サービスを利用させていただいております。

次に、ヤングケアラー支援についての相談窓口の現状と相談後の対応についてですが、健康福祉課と子ども育成課とで行っている「なんでも福祉相談」において、ヤングケアラーの相談が寄せられた場合は、コミュニティソーシャルワーカーからの声がけにより、関係者を集めまして、情報収集の後、ケース検討、既に関わっている機関があれば、そちらとも協働して対応していくこととなります。

次に、ひきこもり、虐待などのこの地域課題、これについての相談窓口の現状と相談後の対応についてですが、ひきこもりや不登校、児童、高齢者、障害者への虐待など、それぞれ担当者がおりますので、まずは先ほどの「なんでも福祉相談」にお話しただけたらと思います。特に虐待につきまし

ては、その分野の担当者とともに、迅速に対応しております。また、群馬司法書士会との連携など、外部の専門職との協働も行っておりますので、福祉的な悩み事や相談事は、まずは気軽に役場に相談していただきたいと思います。

次に、今後の情報共有、連携などをどのように行っていくかについて、まず「なんでも福祉相談」や「ちょこっと福祉の相談所」窓口と町との情報共有及び連絡体制についてですが、現在玉村町では町内3つの社会福祉法人においても、「なんでも福祉相談」を行っております。それぞれが受けた相談事は、それぞれの法人で解決に導いておりますので、玉村町総合相談窓口連絡会議の中で、年間の相談受付件数や、その対応内容などを町と情報交換しております。また、町内の各種事業者が協力してくれる「ちょこっと福祉の相談所」も現在、計15か所になりました。こちらは対応が難しい内容のものは町につなぐようにしてありますので、件数は少ないのですが、日頃から福祉情報の提供を行うなどして、コミュニケーションを取れる間柄づくりに努めております。

次に、地域包括支援センターや子育て支援センターなどとの情報共有及び連絡体制についてですが、地域包括支援センターと地域子育て支援センターは、日頃から健康福祉課、子ども育成課とやり取りが多い関係にあります。重層的支援体制整備事業の中の同じ枠組み同士でもございますので、情報の共有も協働体制も十分に取れております。

次に、民生委員・児童委員や町内の医療・福祉関係事業所との情報共有及び連絡体制についてですが、どちらともこのコロナ禍においても連絡を絶やさないよう工夫してまいりましたので、引き続き横のつながりを意識しながら、協働と多職種連携に努めていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 町長、細かいご説明ありがとうございます。2回目以降、自席にて質問をさせていただきます。

まず、1番目の新型コロナウイルスの感染予防対策、今後の町の取組というところで、今、町で行っている感染予防対策、それから取組についてということでご説明をいただきました。私、以前からずっとお話をさせていただいておるのですが、この中のキーワードで出てくる玉村町新型コロナウイルス対策会議というところが私毎回引っかかっているところがございます、前回も話しましたし、毎回お話をしているのですけれども、これはあくまでも多分庁舎内の会議ということで、例えば私が何度もお話ししていますけれども、医療現場とか、福祉現場とか、そういったところの今の現状、そういった部分を情報把握をして、それを会議の中でどれだけ取り上げていただいているかというのを、取り上げていただきたいというところを毎回お話をさせていただいているのですけれども、その辺というのは、例えば情報把握をしながら、その会議の中で今の現状という形でお話をさせていただくということは不可能なのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

こちらの会議なのですけれども、基本的には役場の課長級、町長を含め課長級、それとあとは玉村署の消防署長さんが来て行っている会議になります。当然その感染拡大したときとかというところでは、議員のおっしゃるとおり、そういった情報も絶対必要だと思うのですけれども、その辺の情報の入れ方としては、その例えばお医者さんが入るとか、そういうことではなくて、事前に保健所もしくはこの辺ですと、例えば市民病院さん、そういったところから情報を取りながら、適時その会議の中でいろいろな情報提供しながら検討していくということになると思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今、医療機関で市民病院とあったのですけれども、町内にも医療機関、福祉の機関というのがたくさんあるのですけれども、やはり町内のことであれば、町内の事業所に聞くのが一番だとは思うのです。町の現状というのを、やっぱり町の中での医療機関、福祉現場で本当に頑張っておられる、本当にいろんな事業所に確認をしますけれども、今でもやっぱり外出を控えているというような事業所もあったりとか、やはり自らが感染源になってはいけないというのを考えて、本当に最低限の外出しかしていないというのが、まだ医療現場なり、福祉現場なりというのは本当にピリピリしながら利用者さん、患者さんを守るために動いているというのが現状でございます。ただ、そういった状況を前からもお話ししましたが、例えば先ほど答弁の中でもありましたが、年2回程度のマスクやグローブの提供をしとあるのですが、これはただ置いてくるだけなのか、それともそのときに現状の把握をしながら、例えば今の現状どうなのかという部分をちゃんと聞いた上で置いてくるのか。やっぱり私そこをちゃんと聞いてくるのが大切だと思うのですが、聞いてきた現状をその対策会議なりというところ上げていく。中に委員として入らなくても、そういった方法があると思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 議員のおっしゃるとおり、そういった医療機関と介護事業所等の意見を聞くというのは多分すごく大切なことだと思っております。当然その例えばマスクとかというのを持っていくときには、例えば感染がすごく急拡大しているような状況であると、やはり相手先のほうもなかなか第三者的な方を入れるというのが難しいこともありますので、その辺は各担当のほうで電話連絡等しながら、どういう置き方、持っていき方がいいですかねということを行っていると思います。

それと、あとマスク等はそうなのですけれども、今、コロナ対策係のほうでは、当然毎月何回もそ

の医療機関とのシリンジのやり取りをしているわけです。それと、あとは患者等の情報とかも個人情報とは別として、いろんなこういう傾向があるよということとかも情報が入ってくると思います。そんな中で、必要な部分等あれば、当然その対策会議のほうで情報提供はしていきたいなというふうにしていっているつもりであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今、課長の答弁でしていきたいのではなくて、しているということによろしいですか。

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） そうです。はい。

◇5番（小林一幸君） いいですね。はい。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） はい、分かりました。やっぱりその現場で起こっていることは、会議室では分からないので、現場で聞いていただいて、それを会議の中でしっかりとお伝えいただく。そうしないと、本当に頑張っている人たちが報われないというのはすごくあると思います。逆に言うと、今もうずっとこのコロナ、コロナで結局第何波でずっと来て、現場の人は本当にピリピリしていて、ピリピリももうそろそろ限界の状態にきているというような現状だと思います。だから、そういう人たちのことをしっかりと把握をして、町としてしっかりと取り組んでいただくというのが本当に大切だと思いますので、お願いをいたします。

続きまして、ワクチン接種の状況ということで、今後の支援体制というところでありますけれども、例えば今、接種率が1・2回目、結構もうパーセンテージ的には少し上がってきているというところで、これも逆に感染予防対策にはしっかりなっているのだというふうに思うのですが、そこで例えばまだ1回目の接種も受けられなくて、おうちで例えば家からちょっと出られなくて、接種はしたいのだけれども、なかなか接種に結びついていないというような方に対しての支援というのは町は考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

現状ですと、まだ1回目を打ちたいという方いらっしゃいます。そういった方につきましては、町内で、町内の医療機関ですと、角田病院さんと田口小児科さん、あとゆのきこどもクリニックさんのほうで行っております。まずはその3医療機関のほうで接種の検討をしていただいて、当然伊勢崎市さんは医師会の医療機関でも打てるので、伊勢崎市の医療機関と、あと今月の25日まではGメッセ

のほうでも行っていますので、そういったところをご検討していただきながら、自分で合ったところを選んでいただくような形になると思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 接種機関は分かるのですが、なかなか移動手段とか、そういったのがなくてというような形になりますが、その辺の何か支援なり、対策なりというのは町として考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

例えばご高齢の方で、介護認定のない方とかということが想定されます。そういった場合にはタクシーだとか、そういった公共交通機関を使って移動していただくような形になるのかなと思います。

あと、介護認定を受けている方であれば、福祉有償運送だとか、福祉有償運送の移送サービスだとか、乗降等通院介助とかというサービスはありますので、そういったもので利用していただければなと思います。

それと、あと町でも集団接種のほうを2月、3月と行いまして、その中でやはりご高齢の方いらっしゃいました。車椅子が必要な方もいらっしゃって、そういった方については、ご家族の方が会場までは連れてくるけれども、その後は用意しておいた車椅子等のほうに乗っていただいて、係員なりが順次順路どおりに接種のほうをスムーズに進めていったような状況ではありました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） なかなか接種につきましては、個人の選択ですので、強く言うことではありませんけれども、それによって様々なリスクというのもあるとは思いますが、リスクもありますし、効果もありますしというところをしっかりと伝えていくということが大切ではないかなというふうに思います。

今、結構地域の中でワクチンの期限切れの廃棄というのがうたわれておるのですが、その辺は玉村町としてはどのような状況か教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

今日の上毛新聞等でも出ているのですが、モデルナ製のワクチンを高崎市のほうが今月

10日の期限のものということで、9,600回分廃棄ということが載っております。当町につきましても、今月ということではないのですけれども、一番早いもので、今年の9月11日に期限になるものがあります。それが今後の4回目接種のほうでうまく使うことができれば、その廃棄のほうはせずに済むのかなと思うのですけれども、4回目の接種のほうでもなかなかモデルナが人気なくてということになってしまいますと、廃棄になる可能性はあります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そのような現状がある中で、今、国内で3種類のワクチンの種類があるということで、ファイザーとモデルナとアストラゼネカとあるのですけれども、そこでもう一種類今度ノババックスという接種がもう東京都内でも接種が開始となったということでお話がありました。ノババックスというのが、今までのワクチン、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカのワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンといいまして、遺伝子を入れて抗体をつくるために必要な物質を体内でつくるといふ状況、今度出たノババックスというのが、組換えたんぱくワクチンといいまして、インフルエンザワクチンと同じ形で、抗体をつくるために必要な物質そのものを体内に入れていくということで、またちょっと状況が違ってくるというところがございます。ノババックスについて、例えば部位の痛みとか、注射部位の痛み、頭痛、発熱というところで、いろいろなやっぱり副反応というのが皆さん心配をされるころだと思っておりますが、その副反応の割合が低くなっている、出にくくなっているというようなところから、様々なところで受けられる。では、それならば受けてみようかというところでの接種率が増えてくるというような現状、東京都内なんかでも少しずつそういった形が増えてきているというような現状がございます。

今まで受けられなかったような、例えばアレルギー体質で受けられなかった方も、もしかしたらノババックスであれば受けてみたい。それから、あと副反応が少ないということで、少し接種に安心感が得られるというような情報もあるようですので、そういった中で今、ファイザーとかモデルナとか、町内で打つと思うのですが、ノババックスの採用というか、町として接種をする予定があるのかというのを教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

議員がおっしゃっていたワクチンで、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカがありまして、ノババックスも承認されております。あと、最近なのですけれども、ジョンソン・エンド・ジョンソンのほうも承認されております。その中で、そのノババックス等の接種をしたいという方につきましては、玉村町単体で行うということではなくて、県のほうで、たしか群馬中央病院のほうで一括して接種の

ほうが行えるようなこととなっていると考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） では、群馬中央病院だけで、今後例えば玉村町内の医療機関等で接種とか、そういったのは今のところ町としてはお考えがありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 今のところはファイザーとモデルナの2種類ということで考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 先ほど課長のほうからもお話ありましたように、副反応のリスクがということで、皆さんそこで敬遠をされているというところもあるので、例えばそこで接種の安心感、接種率、これからまだどういう形で感染が広がっていくか、拡大をしていくのかというのは何とも言えませんけれども、そういったときにやはりそういった選択肢というのも1つあって、それを例えば町の中で取り入れることで接種率が上がったり、あと感染率が下がったりというようなところがあるかもしれませんので、これは接種については、先ほど当初からも話ししましたけれども、個人の判断という形にはなりますので、ただ選択肢があるということはやっぱり大切だと思います。我々も例えば買物で行っても、スーパーがたくさんあって、そこでのいろいろ買物、ではここならばこれでというようなところ、メリット、デメリットいろいろあると思いますけれども、それと一緒に、そこと比べていいのか分かりませんが、やはりそういったところで選択ができるというのは、すごくやっぱり大切なことなのではないのかなと思いますので、そこをちょっと前向きにお考えをいただければと思いますので、お願いいたします。

時間ありませんので、2番目行きます。総合相談窓口の設置、相談対応ということで、これ医療的ケア児の支援についてというところでお話がありました。その中で保健センター、子ども育成課経由でというところに来るのもあるし、あとはメインでは健康福祉課の障がい福祉係が相談窓口になっているというような形ですけれども、逆に今現在でその派遣状況というのをちょっと、今月でもいいですし、例えば年間でもいいのですが、どのくらいの派遣状況なのかというのを教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

医療的ケア児の方が今サービスを受けている方が2人おります。2人につきましては、1日大体15分から30分程度で導尿という作業を、作業というか、介助をしているような状況となっております。

ます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 15分から30分、今2名の方に導尿の処置を訪問看護さんが行っているというような形になるかと思えます。それ以外の方でももしかしたら今後出てくるかもしれませんし、いろいろなニーズというのがあると思いますが、ニーズ把握については、障がい福祉係、それから保健センター、子ども育成課というところであると思うのですが、そして医療的ケア児等コーディネーターというのがあるのですが、この方は今どこに所属しているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

基幹相談支援センターのほうに配置されております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） その方というのは、常に、常にというか、日常何かあれば保健センターなり、子ども育成課のほうで相談を受けて、それについていろいろな状況把握を、アセスメントを取って、情報をしっかりと調べてというところで派遣に結びつけているということによろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） はい、議員のおっしゃるとおりと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） あと、派遣をするというだけではなくて、派遣をした後にしっかりとモニタリングしているか、そのサービスについてどのように提供されているか。そのサービスについて今後どういう形で展開していくのかというモニタリングが必要にはなってくると思いますが、その辺というのは町としては把握されていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 毎月なのですけれども、実績報告書というのが上がってきますので、その際に情報があれば、そういう情報をいただいていると思われれます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 思われているということで、思われるよりも思っていて、しっかりと状況把握をしていただく。そういったところから、例えば新しいニーズが出てくるとか、導尿だけではなくて、その子に何が必要なのか、例えばそこから摂食なり、嚥下なりというところで困難で必要になってくるのか、やっぱりいろいろな変化というのがあると思うので、そういったものもつなげていきながら、今、導尿を15分から30分でということでしたけれども、それ以外の変化というものもしっかりとモニタリングしていただいて、本当にその子たちが安心して学校に行けるというふうな状況をつくっていただければと思います。

続きまして、ヤングケアラーの支援についてというところで、これも先ほど三友議員のところでも教育長のお話ありましたけれども、アンケートも私がお願いして、何とかしてアンケートしていただいて、複数名いるというところで、そこで健康福祉課、学校教育課、子ども育成課で協議を行う。支援会議をしっかりとやるというようなところであったかと思えますけれども、そういった形で支援会議というのが今まで定期で行われているのか、それとも何かあったときに行われているのかという部分を教えていただけますか。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) お答えいたします。

支援会議につきましては、2月に1度開催いたしました。そこで、一人一人の支援につきまして検討し、あとは個別のケース会議という、会議という形ではないのですが、個別の支援について随時関係各課と連絡を取り合って対応をしているところです。また、年度が変わりまして、新たなヤングケアラーと想定されるケースというのも出てきましたので、また支援会議という形で実施したいと考えております。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 新しい方も発見というか、想定される方がいるというところで、やっぱりそういう子供たちって、課長もご存じだと思いますし、皆さんもそうかもしれませんが、そういう悩んでいるときって、なかなかどこに相談をしたらいいのかというのがやっぱり大変な部分があって、先生とかに相談ができる子というのは、まずまだいいほうかもしれませんが、そこをどういう形で子供たちのことを考えながらというところ、あとは子供たちが一番相談しやすい環境としては、例えば電話なり、メールなり、いろいろな多分相談方法というのがあると思うのですが、そういった方法を子供たちが言いやすい環境というのは大切、なかなかやっぱり自分のうちのことですから、自分たちのことだと、それが本当なのかどうかという部分もちょっと分からなかったりとか、自分はそれが平気でやっついながら、そこで例えば授業なり、そういったところに支障が出てしまっているとい

うのを気づかずというか、それが当たり前だという形でやってしまっていて、大変な状況になるということもあるので、例えばそういった相談方法について、今、学校の先生なり、相談窓口に来てというところだと思うのですが、そういったいろいろな方法、ツールというのがいろいろあると思うのですが、その辺というのは何か今後お考えというのはありますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 学校のほうで教職員のヤングケアラーに関する見取り方といいですか、子供たちをどういった視点で見るといことも研修が進んでまいりまして、子供たちからこのことについて直接出てくるということはなかなかないので、教職員のほうから生活の様子の変化を見取って、声かけをしたりですとか、またはヤングケアラーについて、子供たちにも周知をしているところですので、こういったことも相談していいのだよということも投げかけております。相談しやすい先生に相談すればいいのだよということもありますし、あと玉村町は県で実施しております高校生オンライン相談というLINEを使った相談窓口がありまして、そこに玉村町も登録をさせていただいておりますので、中学生につきましては、そちらを利用して相談することも可能です。今までは友達関係ですとか、そういったところの相談だったのですが、昨年度ヤングケアラーについても相談していいよということで周知してほしいということを県のほうにお願いしまして、そういったところもヤングケアラーも含めて相談してくださいということで、県からも周知をさせていただいています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そういった形で相談を受けやすい環境、たしかアンケートを私も見せていただいたのですが、アンケートの中にやっぱり自分がそういう状況か分からないというのも書いてありましたし、学校の先生側はそういう子がいないので、よく分からないとか、やっぱりヤングケアラー自体をよく理解をしていなかったというところ、よく知らない中で相談を受けるというのは、やっぱり大変なことだと思うのです。だから、それをももちろん生徒さん、子供さんたちもその状況を理解をするというところと、あと受け手のやっぱり学校の先生も、ではその状況がどういう状況なのかというのを分かるというのは非常に大切なことだなというふうに思いますので、引き続きそちらのほうの相談体制というのをしっかりと構築をしていただければと思います。

さっき複数名いるということでお話がありまして、そこから例えば高崎市なんかでは、訪問介護の事業所、しっかりと委託をしてサービスを開始し始めたというような現状もあるのです。その相談からしっかりつなげていったというようなどころもありますけれども、玉村町ではまだそういう状況はないと思いますが、その辺というのはいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) 教育委員会としましては、ヘルパー派遣について現在は派遣という形では検討しておりませんが、高崎市の教育委員会のヤングケアラーの担当者とは情報交換を行っておりまして、高崎市については9月から実施という形で、今後支援推進委員会というのを開いて検討していくということでしたので、そういった情報もいただきながら、参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 小中学生の部分では、学校教育課長がお話いただきました。それは子ども育成課さんで例えばこのヤングケアラー支援ということで、子供さんからは言ってこないかもしれませんが、例えば幼稚園、保育園含めてなのですが、そういったところで、この子はというような状況で、いわゆる先生たちが見て、そこからつながったようなケース、相談につながったようなケースというのはありますか。

◇議長(石内國雄君) 子ども育成課長。

[子ども育成課長 中野利宏君発言]

◇子ども育成課長(中野利宏君) お答えいたします。

要対協の中でいろいろ情報を集める中で、子供さんがちょっと親の代わりにヤングケアラーに近いようなことをしているというようなことは把握をしていることもあります。程度にもよるのですが、これが著しく学業に影響するような、そういったものであれば、すぐ学校にそれを報告したりして情報を共有して、このケースはヤングケアラーになるのかねとか、そういうようなやり取りなんかは頻繁に行っています。ただ、現在のところ、その要対協の中で扱っている中で、明確にこのケースはそのヤングケアラーに該当するというものはなかったと思っています。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 例えば幼稚園、保育園から小学校、中学校と進級をしていくわけですが、そこで例えば子ども育成課で持っていたものは、もう連携をしているから学校教育課も分かっている、そこに全部引き継ぎ、いわゆるそこでプチン、プチンと切れてしまうと何にもならないものですから、そういった形での相談を受けている、今こういう形で対応しているよというような引き継ぎというか、そういった情報提供というのはされるということによろしいですか。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) 様々なところから情報が入ってまいりまして、学校での様子ですとか、保護者の様子ですとかというのをそれぞれの課と共有しながら進めております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。引き続きお願いをいたします。

続きまして、地域課題についての相談窓口ですけれども、ここもいろいろありまして、ひきこもりとか、不登校児童、いろいろな高齢者等の虐待、それぞれの担当係がいて、そこで多分受けているというところと、あと「なんでも福祉相談」の中でいろいろ相談を受けているというところでお話あるのですけれども、たしか「なんでも福祉相談」のPRというのが広報紙に少し載っていたかと思うのですけれども、1回載ったのかな、何回載ったのかな、ちょっと回数は分からないのですが、もう少しちょっとPR必要ではないかなというふうに思うのですが、その「なんでも福祉相談」、あと「ちょこっと福祉の相談所」窓口、その辺のPRというのは、PRなりというところをもう少ししたほうが良いと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

ぜひしていきます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 早期の回答をありがとうございます。今、有言実行ですので、ぜひ楽しみに待っていたと思います。

今、それぞれの担当係があるというところで、係ごとにみんなばらばらになる。さっきの縦割りになってしまうと、みんなそこでプツプツ切れてしまうので、そこからいろいろな形でという連携ですね。情報共有というのはどういう形で取られているのか。例えばそれを定期的にみんなで集まってとか、横の連携会議、今こういうケースがあるというようなケース会議みたいなものは、例えば健康福祉課内でやって、それからさっきも学校教育課なり、いろいろな関わりがあると思うので、関わりの担当課と協議をするという場というのは今あるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

定期的に開催してはいないのですけれども、そのそれぞれの相談内容、ケースによって関係する課、部署等が集まって検討しているような状況であります。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番(小林一幸君) ケースがあればというような状況でございます。地域課題の中にひきこもり、不登校、いろいろあるのですけれども、そういった中でもやっぱりそのコロナ禍の中で、生活苦というところがいろいろあって、先ほど三友議員からもお話ありましたけれども、例えばフードバンクなんかで列に並んで来ているというようなお話もありました。そのフードバンクのところでも例えばいろんな相談というのは受けるという体制というのはあってもいいと思うのですが、その辺のフードバンクを含めてその相談体制等というのはどういうふうにご考えておられますか。

◇議長(石内國雄君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岩谷孝司君発言]

◇健康福祉課長(岩谷孝司君) お答えいたします。

フードバンクにつきましては、こちらでフードバンクは委託をしているのですけれども、委託しているNPOのほうが「おたがいさま」ということで、こちらの事業所、NPOも玉村町の「ちょこっと福祉の相談所」になっていますので、そういったところで、例えばそのときに困っているようなことがあれば、当然その情報が健康福祉課のほうに入るような状況になっております。

その中で、先ほど三友議員さんのときには、数はちょっと把握していないというお話だったのですけれども、こちらで数だけちょっと紹介させていただいてもよろしいですか。実際にフードバンクで受けている方は56人です。あとはフードパントリーという形で毎月「おたがいさま」のほうに登録している母子家庭の方と、あと県立女子大学生の方に情報を提供して来てくれている方が年間、年間というか、去年の8月から今年の3月で269名いらっしゃいました。そんなことで、母子家庭の方もそうですし、県立女子大学生の方もそうなのですが、生活に困窮している方が利用されているのかな、多くの方が利用されているのかなと感じております。

以上です。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 多くの方が利用されているというところは、そこでもいろいろなご相談がちょっとできたりというようなところで、先ほどは「ちょこっと福祉の相談所」窓口も「おたがいさま」さんでやられているということなので、そういったところもPRをしながら、そことの関係をつくりながら、本当に相談を受けやすいという関係をつくっていただければと思いますので、お願いいたします。

次、最後になりますが、相談窓口が多くなることで、横断的な連携が必要になるというところで、先ほどお話ししました「なんでも福祉相談」窓口というところがあります。今、3つの社会福祉法人においてというところ、それからあと「ちょこっと福祉の相談所」、こちらのほうも15か所というようなところでもありますけれども、これの今の年間の例えば相談件数、相談によっては、いろいろやっぱり協議をしていかなければならないというところはあると思うのですが、分かる範囲で結構です

ので、今の相談、例えば月ごとでもいいですし、ここ近々の月ごとでもいいですし、例えば月ごとでもいいかな。月ごとで件数をちょっと教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 手元にデータがありますので、年度ごとでご紹介させていただきます。

健康福祉課のコミュニティソーシャルワーカーが関係している相談件数なのですけれども、令和2年度が92件、令和3年度が102件、令和4年度が5月末現在で11件相談のほうをしております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そういった形で、いわゆる相談場所が増えるというところで、なかなか相談を受けて、そこからどうつなげていくかというのはあると思うのですが、その百何件あると思うのですが、それは例えば相談窓口の会議みたいなのがあって、そこでこういうケースがありましたというようなケース会議というのはされて、そこからいろんな形でつなげていくというのはありますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 「なんでも福祉相談」で入ってきた情報につきましては、まず健康福祉課のCSWのほうが中心となって、先ほど言ったとおり、関係する課や部署等と連携して相談の解決に向けているということが1つあります。

それと、あとは先ほど議員がおっしゃっていた「ちょこっと福祉の相談所」なのですけれども、こういったところだと、町内のいろいろな様々な、例えば建築業の方だとか、医療の方だとか、不動産屋だとか、おもしろいところでは群馬県動物愛護センターだとかということで、そういった15か所の「ちょこっと福祉の相談所」があるのですけれども、例えば生活困窮をされていて、どうしてもペットのほうをどうにか処分しなくてはいけないといったときに、愛護センターのほうに行きます。行ったときに、その人が生活に困窮しているのだということが話の中で出ると、その情報が健康福祉課のほうに入ってきます。当然それは本人さんに健康福祉課のほうに情報を流していいですかねというのを承知してもらった上でなのですけれども、そういった情報でいろんなところから生活困窮というところの情報が入ってくるような仕組みが「ちょこっと福祉の相談所」のほうでなっているかなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君）　そういうところで「ちょこっと福祉の相談所」の方ですと、しっかりとアウトリーチかけたりとかしていると思いますから、そういったところで、いろいろなそこで課題なり、ニーズなりというところはあると思いますので、そこは引き続きお願いをしたいと思います。

次の地域包括支援センター、子育て支援センターなどの情報共有と連携ということで、地域包括支援センター、子育て支援センターは日頃から連携をいろいろな形で関わっているというところもあります。例えば重層的支援体制整備事業というのがあると思うのですが、その中で、例えばこの中でうたわれている地域活動支援センターというのがあるのですが、地域活動支援センターの今のその状況、相談なりというのをどういう形で受けているかというのをちょっと教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君）　こちらのセンターなのですけれども、実際にそのサービスを行っているというのが障害者の方で、例えばたんぼぼのことなのですが、日中散歩に行ったり、それで午後になりまして作業をしたりということを行っているのですが、その中で例えば利用者さんの相談事だとかということがあれば、当然健康福祉課のほうに入ってきますので、そういった流れと、あともし利用者でなくても、そういう障害者の関係の方で、たんぼぼのほうに相談されれば、その情報も当然役場のほうに入ってくるような関係になっております。

◇議長（石内國雄君）　5番小林一幸議員。

〔5番　小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君）　そういったちょっとしたところでのやっぱり相談という位置は大切だと思いますので、そこはうまくこれからも、この部分は多分、重層的支援体制整備事業の中の位置づけに入っていると思ひまして、なおかつ令和4年度から玉村町がモデル地区に指定をされている。先駆的にやるということも聞いていますので、先駆的というのは、まずいろいろなものをやってみるところだと思いますので、いろいろな取組をそこで進めていただければなというふうに思います。

最後のところ、民生委員・児童委員との情報共有、それから町内の医療・福祉関係との情報共有についてお伺いをしたいと思います。民生委員・児童委員との情報共有というところもあるのですが、やはりコロナ禍の中でということで、なかなか連携取れないというところもありますけれども、だんだん落ち着いてきてというところがありますが、答弁の中で、連絡を絶やさないように工夫してまいりましたとあったのですが、どのような工夫をされていますか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君）　お答えいたします。

コロナ禍で、なかなか会ってお話しするという機会が減ってしまった部分がありますので、例えば

電話等もしくは例えば民生委員さんも地区ごとに分かれているということもありますので、包括支援センターのほうも役場を含めて3か所あります。そういったところで、そういった情報を渡しやすい相談機関のところに早めに相談内容等を話していただければ、スムーズに役場のほうでも連携できて情報共有ができるかなというふうに思っていますので、そういったものが工夫ということで考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 電話とか、いろんな方法あると思います。ちょっと心配しているのが、今、民生委員さんのなり手不足というのがちょっと心配で、地域の中の相談窓口で民生委員さんって本当に大切な役割だと思います。民生委員さんの中には、地域の中で「いや、何もしなくていいから、取りあえずなってくれよ」みたいに言われてなったと言って、なった瞬間に、会議に行った瞬間にわあっといろいろな資料が出てきて、ちょっと困ったというようなことを聞いたこともあります。ですから、そういったところで、例えば1期限りでまたそこで辞めてしまうというような現状があるかもしれないけれども、そういったところでのそのなり手不足解消、それから民生委員さん辞めてからも、やっぱり地域には生活をしていると思うので、その方々を何かいい方策というのは、使う方策と言うと失礼ですけども、ご協力いただけるような体制というのは、何か考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

民生委員さんのなり手不足ということで、玉村町の民生委員さん、今年がちょうど全国なのですけれども、改選の年です。それで、アンケートを取ったところ、6割ぐらいかな、の方が代わるようなお話になっていたと思います。その中で、それをどうやって解消しようかということで、区長会のほうも4月から始まっています、そのときに役場の私と担当が行ってお話をしたりだとか、5月の区長会においても、民生委員の会長のほうに出席していただいて、理解を区長さんたちに求めたりとかということで、なるべくスムーズに民生委員さんの選任のほうを図っていききたいなというふうに考えています。

それと、先ほど言っていた民生委員さんの卒業した後というのですか、任期が終わった後の民生委員さんの活動なのですけれども、ちょっと詳しく覚えていないというか、うろ覚えというかなのですけれども、たしか卒業した民生委員さんでちょっとした団体をつくっていると思います。そういった方たちが当然この二、三年コロナでなかなか活動ができなかったと思うのですけれども、そういった団体がたしかできていたと思いますので、その団体の方たちに引き続き地域の見守りだとか、そういったことで協力をお願いとかは多分していたと思います。ちょっとその辺は確かではないので、また確かな情報があればお伝えしたいと思います。すみません。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） はい、お願いいたします。

それで、最後は町内の医療機関、福祉機関との情報共有というところで、先ほども私ちょっと当初お話ししましたがけれども、医療関係者、福祉関係者の方々がやっぱりいろいろ悩んでいるというところでの相談というのは、町として窓口はどこか考えていますか。健康福祉課のほうで受けていらっしゃると思いますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 医療機関、介護機関、介護事業所等の相談窓口のほうは健康福祉課でいいと思います。

それで、ちょっと今、先ほど言った「ちょっと福祉の相談所」ではないのですけれども、やはりこれからの高齢化社会とかというのは、なかなか役場だけで乗り切るわけにもいかないし、医療機関だけで乗り切るわけにもいかないし、介護機関だけでも乗り切るわけにはいかないしという部分もありますので、何らかの形でちょっと少し大きめの、その中に企業が入ったりだとか、住民が入ったりだとかということで、少し大きめの何か話し合える場とかというのがあったらいいのかなというふうに関心していますので、うまく形になるようなものができたら、またご報告させていただきたいなと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。今、ずっと相談窓口を細かくいろいろご説明いただきました。やっぱり私は三友議員も言っていましたけれども、役場内のその縦割りのところではなく、横の連携などをしていくというところでの行政の意識改革というのが必要だというふうに思っています。その部分で、先日ご就任いただきました副町長に長年の行政経験を踏まえて、ここでその意識改革等を含めてこれからどういう形でやっていかれるのかという部分のお話をいただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 難しいご質問をいただきました。

ただいまご質問のありました重層的支援体制整備事業など、これは横の連携を特に必要とするものです。例えばですけれども、これ始めたばかりですけれども、断らない包括的な支援体制を構築することが最大の目的です。現在の関係課、健康福祉課とか、子ども育成課、学校教育課等が連携して行

っております。これ取り組んでいる中で、また新たにこれまでできなかった支援体制、支援であるとか、新たな地域の課題を吸い上げて、創意工夫のある取り組みが新たに生まれるということも期待されます。こういった横の連携を密にすることによって、さらなる課題解決に取り組んでいくものと考えておまして、実際関係職員は特に意欲的に取り組んでおりますので、今後ますます横の連携が図れる。住民サービスの向上につながっていくものと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、町長、1分ありますので、総合相談窓口の部分で、やっぱり先ほども副町長もお話ありましたけれども、連携という部分があります。そういった相談窓口、町長も必要だというような判断がありますので、最後の時間をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） るる聞くと本当に役場機能というのは、社会というものと丸ごとつながっている。社会をいろんな形で細分化して窓口ができてはいるわけですが、その細分化した窓口は、それは非常に大事なわけですが、今度はそれに伴う解決能力は窓口一つ一つで対応していれば対応し切れない。そういったもう住民ニーズ、そういう社会になってきているということ。だから、当然として横の連携、では一つの相談窓口をどこかの建物を造ってという、そういうところのなかなか現実的には場所もないわけですが、職員の意識を変える、要するに私が担当している部署だけが私の責任部署ではない。もうこれはもちろん中心だけでも、しかし、その住民要望を解決するのが職員の責任なのだということで、社会のいろんな社会的責任を果たそうとしている企業とか、いろんな思いのある人たちと一緒に相談、連携して住民の問題解決に、課題解決に当たっていくという姿勢が必要になるかと思えます。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時20分に再開します。

午前11時5分休憩

午前11時20分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） 1番の羽鳥光博です。質問通告書に従いまして質問させていただきます。

ですけれども、正しくは166万円の住民税還付金を還付すべきところを1桁誤まってゼロを足して1,660万円を端末入力した結果、差引1,502万円住民税の多い還付金が振り込まれておるといふようなところでございまして、受け取った側に悪意があるといふようなことで、不当利得等返還請求の結果、裁判所の命令を受けて返金を交渉中でございますけれども、現在ほとんど泣き寝入り状態といふようなことで、未返還金、回収はできておりません。

こうしたことを踏まえまして、これらの原資が税金であります。住民が納得できなければ、長、委員会、監査委員、職員、ただし、議会と議員に対しては住民監査請求は対象となっております。地方自治法の242条のさっきの住民監査請求を起こすこともできるゆゆしき一大事でございます。

玉村町では、こうした事件を踏まえまして、「対岸の火事」ではなくて、「他山の石」として事例研究をして、間違いを起こさない、ヒューマンエラーをカバーするシステム的な対策を講じて、全職員が注意を怠ることなく、正確な事務処理に取り組むべきことだと考えます。当然のことであります。

そこで、3点伺います。

1点目、町は公金支出に当たり、間違いを起こさないため、内部のチェック体制は現在どのようになっていますか。

2つ目、公金取扱金融機関との関係で、異常値と思われるような過大金額の公金支出が見られた場合、発見した金融機関が振込処理を終わる前に、事前確認連絡を町にするような綿密な連携が取れる書面等の取り交わしが行われていますか。あるいは行われていないのであれば、そういったことが期待できませんでしょうか。

3番目、玉村町債権管理条例は、想定事例として、こうした町を起因とする公金の誤振込による私債権も本条例の対象としていますか。また、対象とした場合には、条例第8条、強制執行等の規定でございますけれども、これを根拠として債権徴収のため強制執行等の手続は取れますか。

次に、第3問目に行かせていただきます。県立女子大学周辺の防犯・交通環境の整備等についてございます。町唯一の高等教育機関でございます県立女子大学は、外国人子女教育支援事業などで町と連携し、町にとり大学の特色を生かした活動を行っています。こうした中で、県立女子大学周辺の防犯・交通環境整備の実施について伺います。3点ほど伺います。

1番目、町道である県立女子大前通りは、街路灯の照明が足りなく、夜間往来するのに暗く、防犯上危険でございます。周辺環境にマッチした街路灯を早急に設置できないか。

2つ目、令和5年度に町消防団南分団詰所が町社会体育館南に、西側道路に面して建設される予定でございます。この際、大学周辺の既存の防犯カメラと相まって、詰所建設に際し防犯カメラや防犯灯の設置を計画できないか。

最後に、3番目です。大学生・教職員の通学・通勤の交通環境の利便性向上のため、必要に応じて路線バスの増便支援や、乗合タクシー「たまりん」について、新町駅までの幹線道路を利用するの運行をさせることはできないかということでございます。

以上、よろしくお願いたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育園における待機児童と対応策についてお答えいたします。まず、待機児童は、平成29年から31年度の3年間、年度当初から発生したことがあります。これを受け、平成31年には、にしきの保育園及びマーガレット幼稚園の増改築により、定員を増やしました。令和2年には、たまむら直心保育園の開園、令和3年には、にしきの保育園よろくぶが開園し、保育の受け皿の拡大を図ってきたところでございます。これにより、令和4年4月時点において、国基準による待機児童は発生しておりません。しかしながら、今年度の申込み状況では、3歳から5歳児は定員枠に余裕がありますが、ゼロ歳から2歳児については、既に定員枠とほぼ同数の申込み受付をさせていただいている状況でございます。

保育施設の申込みに当たっては、毎年9月に一次募集として、次年度の利用申込み受付を開始し、保育施設の利用調整を行っております。年度の途中で復職する予定があり、保育施設を利用する場合でも、利用予定がある場合は申込みができます。その後、一次募集において、残った枠について10月から2月にかけて二次募集及び三次募集を行っております。

申込みに当たっては、例年広報たまむら8月号に掲載しているほか、町ホームページにも掲載し、広く周知を図っております。

利用調整につきましては、各施設の定員の関係から、保護者の希望する保育所に子供を預けることができない事例が僅かながら発生している状況でございます。

次に、病児・病後児保育について、保護者からの相談はあるのかのご質問にお答えいたします。ご存じのとおり、町内には病児・病後児保育の施設はございませんが、ファミリー・サポート・センターでの病児預かりを実施しておりますので、保護者からのお問合せがある場合には、こちらをご案内させていただいております。このほか、近隣市においては、利用条件に在勤であれば利用できる施設もあるため、状況をよく聞き取り、丁寧なご案内をさせていただいております。

また、保護者の希望にかなう町の対応と課題解決に向けた取組につきましては、保護者の希望に沿えるように、既存施設における定員の拡充や民間保育施設の誘致及び病児保育の設置等に向けて、民間の活力も視野に入れ、よりよい子育て環境の充実に努めてまいります。こちらの質問につきましては、後ほど教育長からもお答えさせていただきます。

次に、公金の管理についてお答えいたします。町予算は財務会計システムで管理されておりますので、公金を支出する際は、全て財務会計システムで、支出する予算を担当する職員が伝票を起票します。その伝票の内容に間違いがないか確認し、押印します。そして、その担当部署の係長、課長の順番で確認が行われ、金額に応じて町長、副町長も確認いたします。その確認が終わりますと、伝票は

会計課へ届き、会計課の担当職員、出納用度係長、会計課長の3人が確認して、何も問題がなければ支出されます。担当職員の起票ではなく、担当部署の係長が起票した場合においても、最低5人が確認する体制となっております。

次に、金融機関との連絡体制についてですが、今現在、書面等で取り決めて行っていることはございません。しかし、もし何かおかしいことに気がついたときや、町側の預金払戻請求書や小切手の金額と金融機関側が把握している金額が違っている場合には、すぐに連絡が来る体制となっております。金融機関側とも今回の阿武町の事件が起こった後で、話し合いを設け、このような事件が当町で起こらないよう、何かささいなことでも気づいたら連絡するようにと認識を一致いたしました。

議員のおっしゃるとおり、職員一人一人の財務会計処理への取組が一番大事だと考えています。今後もミスを起こさないよう、職員への周知徹底を図っていきたくと考えています。

次に、玉村町債権管理条例の想定事例についてのご質問にお答えいたします。ご質問の中で想定している事例でございますが、誤振込された給付金は私債権ですので、条例上は非強制徴収債権となり、町が直接滞納処分することができません。もし相手方が返還に応じてもらえない場合は、羽鳥議員ご指摘のとおり、条例第8条第1項第3号に基づいた訴訟手続等により、履行を請求することになります。

また、不当利得による返還金に係る債務につきましては、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難で、弁済につき特に誠意を有する場合には、条例第13条に基づき、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることも可能です。

なお、条例第8条による強制執行等の手続を取っても、なお完全に履行されない債権があり、債務者が無資力又はこれに近い状態で弁済する見込みがないと認められる場合は、条例第15条第1項第4号に基づいた債権放棄を検討することになります。

なお、阿武町の事案につきましては、誤振込された給付金とは別の租税等の滞納に対する滞納処分として、口座の差押えを行ったと報道されております。

いずれにいたしましても、誤振込された金額を実際に使い込まれてしまい、債務者に弁済能力がない場合は、回収が大変厳しいものになると考えられます。町といたしましては、同様の事案が発生しないよう、いま一度組織的なチェック体制を再確認するとともに、全職員に注意喚起し、適正な会計処理に努めてまいります。

次に、県立女子大学周辺の防犯・交通環境の整備等についてお答えします。まず、現在の県立女子大学周辺の街路灯設置状況でございますが、平成28年度に街路灯のLED化を実施した際、通常の防犯灯は6.3ワットのLED灯を設置しているところ、県立女子大前通りの街路灯は、より明るい36ワットのLED灯に交換してあります。また、さらなる県立女子大学周辺の安全、安心のため、平成30年度に大学周辺に街路灯を新規で9基、街頭防犯カメラを新規で8台設置し、防犯対策を実施しているところでございます。

今回、令和4年5月19日付で県立女子大学長より県立女子大前通りの街路灯整備についての要望書が私に提出されました。担当課により夜間現場を調査したところ、一部防犯灯の間隔が広い場所がありました。また、社会体育館側の歩道は街路樹が大きくなり、歩道に影が生じるなど暗い場所もあることを確認いたしました。そのためもあって、夜間は北側の歩道を使用する学生が多いようです。いずれにいたしましても、県立女子大学と今後の対応について協議した上で、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、令和5年度の南分団詰所建設時に、防犯カメラと防犯灯の設置ができないかのご質問ですが、先ほどお答えしたとおり、県立女子大学周辺は平成30年度に防犯灯及び街頭防犯カメラの整備を実施し、安心、安全の強化を図っております。したがって、詰所建設時に防犯灯及び街頭防犯カメラを追加設置することは、現在考えておりませんが、地域防災の拠点となる南分団詰所の存在を地域の方に広く知ってもらえるよう、常夜灯の設置等について検討してまいりたいと考えております。

次に、路線バスの増便支援及び乗合タクシー「たまりん」の新町駅運行についてお答えいたします。まず、路線バスでございますが、以前から運行会社に対し増便の要望を行ってききましたが、現状ではコロナ禍もあり、利用者の確保が不透明なため、増便の予定はなく、支援についても難しい状況となっております。

また、乗合タクシー「たまりん」の新町運行は、路線バスとの兼ね合いから、民業圧迫となり、こちらも非常に難しくなっています。しかしながら、鉄道駅までのニーズは大変多いため、今後開催する移動に関する庁内検討会議で、駅へのアクセスについて研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 町内の幼稚園における待機児童の実態についてお答えいたします。

現在、幼稚園において待機児童はおりません。また、毎年の入園の募集期間は定めておりますが、随時入園の相談は受け付けております。希望があれば入園が可能な状況となっております。

次に、病中・病後児についての保護者からの相談ですが、現在までに関係する内容の相談はございません。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 1番目の質問の待機児童関係で、町長の答弁の中に、令和4年4月1日現在、国の基準に照らし合わせますと、待機児童はないというふうなことですけれども、今、6月3日現在、待機児童関係、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

切りがいいところで4月1日という答弁であったのですが、5月15日に入所判定会議というのを開いたのですが、その結果で現在3名の待機児童が発生している状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 私が相談受けた方というのは、今年の10月に育休明けというふうなことで、ご本人も昨年の9月の募集期間中にいろいろご相談等すればよかったのでしょうかけれども、今年の4月以降相談というようなことで、育休明けの10月から希望する子供の施設等には入所難しいというふうなことで、半年育休を延長して、事業所に延長を申し出て、来年4月からというふうなことで、9月の申込みを予定させていただきますというところで了解、ご理解いただいたところなのですが、仮にその方がどうしても事業所の都合で育休の延長が認められない場合には、どうしても10月から子供を預けなければ、共稼ぎ世帯ですから難しいというような事態を想定したときに、この3名の方もいろんな事情があるかと思うのですが、そういうふうなゆとりというか、融通性というか、その辺はどうでしょうか、実現の可能性というのは。要するにそういう事例については、やはり来年の4月入所まで待たなければいけないのか、相談に応じられる余地がないのか、公立とか私立とか、保育所、認定こども園、幼稚園等もありますけれども、そういった幅広く考えてどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

現在、ゼロ歳から2歳児の枠は非常に厳しくなっておりまして、特にゼロ歳児と2歳児におきましては、空きがゼロというような状況にあります。お尋ねのありましたその例えば育児休業で、それが切れてしまうとか、そういうような事例でありましたけれども、育児休業が取れなくて、仕事を辞めてしまうようなケースになってしまうと、これは大変なことになりますので、そういったことがないように我々も鋭意努力したいと思います。

今、枠がゼロというようなことでちょっとお話しさせていただいたのですが、認定こども園の中で通常の保育料よりもさらにほかにちょっと費用がかかるこども園がありまして、その辺につきましては枠が1とか、本当に僅か残っているような状況であります。その施設は、12か月児というのですか、1歳にならないと入れないというようなことがありまして、もしそのような事例で、1歳を迎えて預けるのでよろしければ、その施設に半年間とか、次の4月1日まで一時的に入ってもらって、それで4月1日以降希望する保育所に入っていただくという、そういうこともできるかと思えます。

また、3例の待機児童のご紹介をさせていただきましたけれども、現在のところ保護者の方の勤務状況なのですが、仕事を探している状況ということで、求職中ということになっておりますので、現在はどちらかの保護者の方が家にいるような状況であったり、あるいは自営業の方でいらっし

やいまして、比較的仕事しながら子供さんを見るのが若干は可能になっているようなケースがありますので、今のところ子供が預けられなくて、育児休業が延長できなくて、仕事を辞めなければならぬという、そこまでの状況には幸い至っていないのかなというふうに認識をしております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） いろいろ預けたい親御さんの事情は様々かと思いますが、例えば玉村町外に住んでおって、ある時期から玉村町に住んでくる。結婚して妊娠をされているということが分かって、生まれる時期も分かっていたときに、それが年度途中であったというようなときの対応とか、それから例えば第一保育所ではなくて、入りたいのだけれども、何か役場の都合か定員の都合か、申込み順番の都合か分からないのだけれども、第二保育所にあてがわれているとか、お話を受けたとかというようなケースの場合は、そういう第1 希望をかなえられるような、1 年ほかの保育所に通って、翌年にはその希望する保育所へ通うとか、そういうような弾力的な対応というのはできますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 弾力的な対応をとということなのですが、一時的に希望に沿わない保育所に預けていただいて、その後4月1日とか、空いているタイミングで転所していただくケースというのがあります。ただ、それも全てかなえられる状況かというのと、それもちよっと難しいような状況もございまして、ゼロ歳から2歳児におきましては、全てが希望どおり転所がかなわず、そのまま第2 希望だったりする保育所に入り続けていただくということはあると思います。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 町外の方とか、妊娠中の方とか、そういった方の申込みをする時期とか、随時相談によって、その方が約束をそこでしていただく、取り付けることができたとすれば、翌年度は年度の初めでなくても入所できますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

転入予定になっていて、まだ玉村町の住民の方ではないケース、この場合、申込みの受付はできませんので、例えば9月から始まります第一次募集のときに応募していただければ、恐らく来年の4月1日に転入してきていただければ、希望に沿うような形で入ることは可能かと思えます。ただ、予定どおり転入していただかなくて、住民票の転入が遅れるというようなことがあれば、その時点でキャンセルとなって、次の方にその権利をお渡ししていただくというようなことがあるかと思えます。

また、年度途中の転入で、年度途中のうちに保育所に入りたいというもしご希望の場合は、そのゼロ歳から2歳児につきましては、もう非常に厳しい状況にあります。ただ、1歳児につきましては、少し枠が残っておりますので、保育所もここでないと駄目ということではなくて、もうとにかく空いていればいいよということであれば、お預かりはできるような状況ではございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 町長の答弁にも、そういった待機児童をなくすということに対する町としての努力はしていきたいというようなことのご答弁がありましたので、引き続きお願いしたいと思いません。

近時の新聞読んでみますと、大泉町議会が町長が公立の保育所を民間へ切り替えというようなことで提案したところ、やはりその公立の保育所では独自のいろいろな子供の生活とか考えた形の保育をしているというようなことで、それが引き継がれなくなるというようなことで、それは反対をする意見が多くなって、最近見た新聞、今日ですか、昨日でしたか、全員協議会のほうで議案を撤回するようなことの記事が出ておりましたけれども、その中で大泉町は病児・病後児保育については、これは民営化することなく、自前でやるのだというようなことで、そういった施設を持っているというようなことが新聞の記事の中から読み取れたのですけれども、やはり病児・病後児保育、これは数、人数は少なくとも、ここは行政の経費をもって光を当てて、自前でやるのは難しいでしょうから、民間事業所を募る、あるいは支援をするなりして、町としても1か所はこの3万6,000人の人口の町の中に必要かと思えます。

2年前でしたか、副町長が子ども育成課長の頃、私がちょっと聞いたところによりますと、そういった病児・病後児保育をする事業者が民間の公募に応じたけれども、結果的にはその事業者は公募の選定から外れて、持っている資産とか、病院や施設を生かせなかったというような事例があったというように聞いておるのですけれども、そういう方が仮にこれは民間の公募である方か、私ちょっと記憶薄れましたけれども、町の公募ではなかったというように聞いているのですけれども、そういったことを踏まえますと、そういった事業者がやはりそういった施設が開所できるように、民民の関係であったとしても、それは応援してあげるような積極的なバックアップ姿勢を取れなかったのかどうかという点で、ちょっとお聞きしますけれども、経緯はどうだったのでしょうか。記憶があれば教えてください。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 経緯をお話したいと思います。

病児・病後児保育なのですけれども、これは認可外になります。町にお話がありましたのは、企業主導型という保育施設に病児・病後児保育の機能も持たせるといふ、そういう提案でありました。こ

の企業主導型というのは、公益財団法人の保育育成協会という、そういうところに事業の申請をいたしまして、そこで採択されると、ハード整備の補助金や、その後の運営費用について補助金が交付されるという、そういう流れになっております。病児・病後児保育は玉村町に施設としてはありませんので、ぜひつくりたいという、これは町も念願でございましたし、そういったところに民間企業が手を挙げていただいたということで、タッグを組んで町としても強力に設置に向けて推進してきたわけなのですけれども、応募のタイミングというのでしょうか、本来国や保育育成協会が考えていた整備期間というのは令和2年度までに規定された数を整備するというものだったのですが、手を挙げた企業が少なかったのか、たまたま令和3年度に残った枠の募集があったわけです。そこに町内の企業が応募、手を挙げてくださったという、そういうことだったのですけれども、その枠が全国で4,000という数の中で手を挙げたのですが、残念ながら採択されることはできませんでした。町も県に病児保育の施設の必要性を訴えて、その候補の土地は転用が難しい市街化調整区域にあるところでしたので、まず県から説得をして、開発していかというような協議をして、そこでまずは了解も取れまして、それで申請を上げるという、そういうような段階まで行けたのですが、審査基準の中で待機児童が多くいる地域というのがまず一番最初の評価基準というのですか、選定基準になっておりまして、玉村町の場合、ちょうど去年です。去年の年度当初は待機児童がゼロだったのです。ですので、その辺がポイントが低くなってしまったというのでしょうか、それが一番の原因で採択にならなかったのかなということで認識をしております。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 先ほどの子ども育成課長が申し上げた企業主導型保育施設については、そのとおりで、病児保育は残念ながら導入できませんでした。その前に、現在のにしきの保育園よろくぶを公募で選定するときに、2つの事業者から申込みがありまして、もう一方の事業者については、病児保育は必ず行いますと、にしきの保育園さんは検討しますということでしたけれども、選定委員会で審査をした結果、残念ながら必ずやりますと言った事業者は落ちてしまいました。土地が調整区域であった関係もありますし、総合的な得点で落ちてしまったのですけれども、ただ、にしきの保育園よろくぶさんのほうでは、できた後に施設の一部、ここに壁をつくると病児保育はできるのですよ。ただ、玉村町の人口で病児保育をやっても採算は合いませんということなのです。例えば週に1人であるとか、そういったニーズしかないのです、やっぱり玉村町で病児保育を自己負担でやるのは相当リスクがあるというふうに何か認識しているようです。また、医療機関に併設している病児保育もありますけれども、こういったところにもやはり病児保育を行うことに対する採算が合わないというところのリスクを抱えているようです。

実際、現在育児休業が民間企業でもだんだん伸びてきている関係で、あと子供の看護休暇、こういうのもだんだん、だんだん企業でも受け入れられてきて、もちろん役場でも取り入れられてきて、こ

ういった制度がだんだん拡充してきますと、病児保育は全く必要なくなる時代がもしかしたら来るかもしれない。そういったこともその兼ね合いでやはりバランスも考えながら進めていく必要があると思っていますけれども、当時の経過については以上のような状況でございました。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 私も大学の職員だったときに、保育士の養成というようなことで職員募集を相談をかけられたものですから、ご相談に乗りましたけれども、結局病児・病後児保育の施設選定から漏れたというようなことで、その副町長のほうの話は、課長のお話はまた別にそういう事業者はいたというようなことで、やはりこの人口の玉村町の中で、今後の厚生労働省の姿勢も見え隠れしていることの選定要件をマイナス要因として捉えられたというようなことで、総合点として低かったのでしょうけれども、やはり病児・病後児保育につきましても、行政がお金を費やして取り組むべき大きな、まさにその事例かと思えますものですから、今後ともひとついろんな事業者支援を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、公金管理について伺います。私も交付税を県で担当したときに、やはり交付税は普通交付税、特別交付税もそうなのですけれども、ヒューマンエラーが、ミスが積算をしていきますと、どうしても数字の積み上げの中で起こります。必ず4月、5月、9月、11月で普通交付税を交付するのですが、過誤納処理とって、出し過ぎたら次で返してもら、足りなければ次で出すというようなことで過誤納処理というようなことの制度があって、意外とその担当者にとってみますと、何とかその年度の中で処理ができるというような制度は、もう最初からヒューマンエラーが見込まれているような制度設計になっているのです。今回の阿武町の事件であったとしても、この町の人口が私調べましたら、2,900人でしたか、これ。だから10万円の定額給付をする相手の顔も分かるし、町の指定金融機関も10万円の給付が行われた後に、さらにその1個人に4,630万円を振り込む依頼伝票が来たときに、その伝票を見て、機械的な事務処理をする前に、後から、処理が終わってから町に教えてあげたわけですよ、誤振込でしょうということ。だから、金融機関のほうもそこで気づいて連絡してあげれば済んだはずでして、さっき町長がその財務規則にのっとって払戻し請求ができるというようなシステムがあるというようなことで、これは組み戻しですか、よく銀行でやる返金処理の、要するに一旦振り込んだお金をキャンセルにする組み戻しというような処理だと思うのですが、それは財務規則上あるというようなことですから、恐らく阿武町もあったと思うのです。といったときに、やはり出納の会計の部署と指定金融機関との意思疎通というのか、顔を見合わせた上でのそのお金のやり取りというのは、非常にコロナの影響もあって、顔を見合わせる機会もないし、融通も利かなかったのではないかなというふうなことであると思っておりますので、その点、会計部署を預かる課長さんは今、玉村町の置かれている公金処理、財務規則の関係規定の中で、こういった組み戻し的な処理で仮にですよ、こういう事態が発生した場合に相手から連絡してもらえとか、異常値を

発見した場合に、あるいは払い戻し伝票の処理でお金を返してもらえるのか、その辺はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 舩田昌子君発言〕

◇会計管理者兼会計課長（舩田昌子君） 質問にお答えいたします。

まず、阿武町の事件がどういうふうになったかという詳細がちょっと分からないので、全て全てちょっと想像で答えるところもあるのですが、たまたま昨日、群馬銀行の玉村支店の支店長さんがお見えになりまして、こういう事件が起きないように、町長の答弁にもありましたが、金融機関とも連携を取りまして、もしおかしなことがちょっとでもありましたならば、お互いに連絡を取り合いたいということにはなっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 早速に動いてお話しを持たれたというようなことで、そういうことで今後ともこういうケーススタディー的なことを想定問答的なことで、金融機関、公金を扱う部署は防犯訓練を行っているかと思うのですけれども、知的な中で町の持っている条例とか、規則、規定にのっとり、どこまでこういうふうな事件が起きたときに、早急にスピード感を持って対処できるかというのは、副町長をトップにしても構いませんけれども、管理職の皆さん、職員の皆さんと共有して事例検討されたほうがよろしいかと思っておりますので、後でこの点についてそういったことはシステム的な対応というか、金融機関を交えた上での対応を図りますということで、もう一度ご答弁願いたいと思っておりますけれども、その前に住民の方が亡くなりますと、死亡届が出ますと、銀行口座が凍結されますね。今回はこういった事例を考えますと、振り込んだ先の銀行口座がホールド、凍結されれば、その方は下ろせなかったわけなのです。ということで、個人の例にのっとれば凍結されるということで、町から情報提供とかで、どうやってそういう凍結処理がなされるのか教えていただけませんか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 重田勢津子君発言〕

◇住民課長（重田勢津子君） お答えいたします。

死亡届が出された後に、その届出の内容をこちらから、町から金融機関に限らずですけれども、民間のところに情報をお知らせするという事はしておりません。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 憲法に保障されている私有財産権を侵すことはできませんし、関係法令もしくは裁判所の令状がなければ、預金口座の凍結というのは強行的な法規はあり得ませんので、そのとおりかと思っておりますけれども、いずれにしても遺産相続が確定するまでは銀行口座は凍結されるのが実

態で、入出金できませんから、今回阿武町の例を私も考えますと、相手が返さないと言った時点で、その日のうちに60万円が出金されてしまって、役場の職員も銀行まで連れて行ったけれども、そこでちょっと印鑑を買ってくるとか、ちょっと風呂入ってくるかというふうな間に60万が下りて、2週間の間に4,000万円近くがもう出金されたわけですから、町には顧問弁護士がいますかね。そういった方と相談をして、すぐ仮差押えを裁判所の不当利得返還請求でも相手は返さないと言っているのですから、いや、返すか返さないかは検討していますという程度かもしれませんが、一旦相手の口座へ入ったお金とか、お財布に入ったお金は性善説に立つのではなくて、もう返ってこないのだということを前提に、もう必死に、いかに早く回収するかということで、仮差押えの手続をすればよかったのかなと私は思いますし、マスコミの報道でもそういうふうなことになっております。

たまたま今回は私も税金の職員やっていましたけれども、国保税が滞納だということで、一斉に金融機関差押え、預金差押えしたわけで、運よく9割近くは回収できましたけれども、参考までに言えば、銀行口座を差し押さえるのには、倒産情報なんか入りますと、大体国税が入って、市税が入って、県税が入って、県が一番後で、どうも対応がいつも遅れていて、配当金が薄かったのですけれども、町も税務課長いますけれども、そういった役場の中の管理職の中のこういう事後対応の中で、国税徴収法にのっとった滞納整理の知識、知恵を一般債権の私債権の条例第8条に、これ税金を除く条例になっていますから、中でよく副町長辺り音頭を取っていただいて、あらゆる知識、知恵を活用して、法令に合致した上でのスピーディーな対応を取っていただきたいと思います。

聞きたいことは、顧問弁護士のことと、それからもう一度役場の中のこういう事例検討会でやっぱり知的な想定問答の下に職員を次善の策として用意をさせておく予定はありますか。もう一度お願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 今回の阿武町の事件を受けまして、迅速にといたしますか、職員に周知をしまして、事件の起こらないように徹底をさせるようにいたしましたけれども、こういった事件がもし起きたような場合には迅速に対応してまいりたいと考えておりますし、会計課、それと総務課、こちらで特に財務会計システムの運用を行っておりますので、事件が起きた場合には、どういった迅速な対応ができるのかというのは今後も検討していきたいと思っております。

仮に、今回は阿武町の場合は、法的に9割近くが回収できたわけですが、これ返還できないということになりますと、職員が賠償責任も問われるということになりますし、今回も町長、副町長の阿武町では責任ということで、報酬を減額するということにもなりました。このようなことが起きないように、今後も研究を続けていき、職員には注意を喚起していきたいと考えております。

特に人事異動がありますと、やっぱりこういう間違いは発生しやすい状況がありますので、その点は特に注意をしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） ひとつよろしく願いいたします、そういったことで。私も県の職員であった頃、国庫金は仕事が出納閉鎖ですから、県庁の出納の口座には国庫金が障害関係の補助金が振り込まれておったのですけれども、事業執行課がその振り込まれたお金を県の歳入とする手続をした例があって、それは国と県との関係でしたから、何とか事後処理ができて、該当の市町村に補助金を振り込むことのできたのですけれども、民間人が住民がそこに入ってきますと、そんな簡単にはいきませんものですから、そこは十二分に相手も善意無過失の中でお金で入ってきてしまったものを、「ごめんなさい。間違っちゃったんで」と、わしづかみでつかみ取っていくようなことなんかできないわけなので、いろんな法令の研さんを踏まえた上でやっていくことはふだんから必要かと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、3 つ目の質問に行きます。県立女子大学の関係で1 つ聞きたいのは、この県立女子大前通りというようなことで命名されておりますけれども、この経緯とか、いつからこういうふうになったかご存じですか。あるいはそれを、その看板は町が設置したものですか、県立女子大前というのは看板がついているのですけれども、行ってみますと。どうでしょう。もしお分かりになればお願いしたいのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

看板については、以前頼まれて、予算は都市建設課の予算で設置した経緯があります。何年前か、記憶では3 年ほど前ぐらいかなとは思っております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 課長のおっしゃるとおりで、3 年前の3 月1 3 日に玉村町と連携し、県立女子大学に続く東西の道路が県立女子大前通りと命名されたということですから、町道であるので、役場の予算でもって看板をかけたというようなことで、やはり県立女子大学があるというふうなことで、全国で県立女子大学って福岡県立女子大学ですか、あと群馬県立女子大学ですか、私の記憶では2 つかないのかなと思うのですけれども、その持っていること、あることによる大学の教育環境に基づく学生や教師が通うということ、その醸し出す雰囲気とか、住む、通うとかというふうなことによる町へのいろんないい面の効果とか、それから立地しているというふうなことで町の知名度が上がるとか、いろんないい面がたくさんあると思っておりますので、町長のほうもいろんな過去の防犯灯のこととか、LED 電球に変えたときのワット数を上げてくれたこととか、それから南分団詰所ができる際の云々につきましては、これはまたちょっと別問題なので、そういう具体的な対応というよう

なことはストレートではないのですけれども、それはそれでいいかと思えますけれども、いずれにしても聞いていますと、5月15日から県立女子大学のほうから要望書が上がってきたということで、2月の伊勢崎市での、知事が来たときのフォーラムで、町長と臂市長と群馬県知事とで壇上に上がって、町長のお話聞いていましたら、やっぱり県立女子大学のことをお話しされていて、やっぱりあることに対するいい効果というふうなこととか、支援というふうなこともまた話されていたので、この環境整備というふうなことについても、改めて町長も非常にご熱心だと思えますものですから、もう一度連携協定を踏まえた意味も含めてご答弁願いたいと思えますけれども、お願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私も現場を見てきました。そうですね。そうすると社会体育館の入り口にあつて、それから西のほうへ木が生えているのです。それで、突き当たりのところにあるという中で、どうしてもそれで社会体育館の明かりがあつて、木の木陰みたいになって、だから南側の歩道はちょうど木陰になって、北側の歩道を、木陰の反対側には塾がありますね。だから、北側のところを学生さんなんか使っているのかなという感じがしました。だから、確かに南側のこんもりとした土手というか、木のところ側が暗くなっているという感じはありました。それで、県立女子大学、それでも一応街路灯これまで整備していたことがありますので、今後はまた県立女子大学といろいろ協議しながら対応を考えていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 大変ありがとうございます。私も元県の職員であつたものですから、やはり100%出資の公立大学法人となつたといえども、群馬県の持ち物であるというふうなことのオーナーとしてそういったことはよく分かりませんが、と思えますので、環境整備、防犯、交通等につきまして、できるだけことは町にお願いしてやっていただきたいことをお願いしたいと思えます。

最後に、県立女子大学があるというふうなことに伴つて、地方交付税、普通交付税と特別交付税がありますけれども、あることに伴う、立地に伴う交付税あるいは県からの交付金等で町に財源が計算上来ていませんか。であれば、やはり町で一般財源で出すことで予定されて予算を組んでいただける可能性もあるというふうなことで受け取りましたけれども、財源的なものが計算上来ているのであれば、なおさら、ああ、そうであるかというふうなことで環境整備をやっていただけるかと思うのですけれども、そういったところはどうか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 県立女子大学があることによって税金というのですか、そういったものは

町に入ってきていないということであると思います。交付税措置もないということです。ただし、県立女子大学の職員の寮がありましたね。今回売却してしまったと思うのですが、あの施設については交付金でたしか措置されておりました。ただ、現在は無いということでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 以上で終わりますけれども、ひとつ想定問答ということで、間近に迫った問題でなくて、ここでいろいろご議論いただき、ご検討いただきましたけれども、ひとつこの点につきましては、我が身のことで考えていただいた上でやっていただけることを切にお願いしまして、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。失礼します。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時30分に再開いたします。

午後0時15分休憩

午後2時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 議席番号7番備前島久仁子でございます。大変雨が降りしきる中、傍聴の皆様には応援ありがとうございます。6月議会一般質問のトリでありますので、しっかりと町政に訴えてまいりたいと思っております。

さて、群馬県太田市が生んだジュニアがこここのところ活躍しておりまして、昨日、ジュニア4大会のグランドスラムを優勝しました。須藤弥勒ちゃんという10歳の少女ですけれども、ゴルフで4大会、昨日スコットランドで優勝しまして、全てのグランドスラムを制覇するということになりました。太田市の生んだもう逸材だと思っております。また、群馬県の宝でもあります。いずれ日本の宝になっていくでしょう。しっかりと私も応援していきたいと思っておりますけれども、ジュニアがそのような世界で活躍する時代になっておりますので、これも英才教育の一つでありますけれども、しっかりとそうした人たちをこれからサポートしたり、応援したりしていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めてまいります。

まず、1、健康寿命を延ばすための高齢者の社会参加や、スポーツ推進のための支援について。日本は、世界トップクラスの長寿国であり、厚生労働省の発表によりますと、平均寿命は男性が82歳、女性が88歳ありますが、平均寿命と健康寿命の差はそれぞれ8年から12年ほどあります。少し

でも健康寿命を延ばすために、高齢者の社会参加やスポーツ推進を望みたいところであります。

そこで、以下について伺います。

①、地域コミュニケーションはとても大切であります。現実には老人クラブの団体数も会員数も減少しております。その課題とは何でしょうか。

②、高齢者スポーツ団体の活動をどの程度把握しているか伺います。

③、スポーツ推進を図るために、高齢者の公共施設の利用負担額はどのようになっていますか。また、トイレや休憩場所は適切に確保できているかどうか。

④、「遊び以上、トレーニング未満」といった感覚でできる健康遊具を町外の公園などで見かけることがあります。散歩やランニングの途中でもできるので、公園などに設置して、ストレッチが簡単にできるよう促したらどうかと思いますが、取組を伺います。

⑤、その他、健康増進のための施策について、町としてどのように取り組んでいるのか伺います。

大きな2番目といたしましては、高校生世代までの入院費用の無料化について伺います。子育て支援の一環として、高校生世代までの医療費の無料化が各自治体で広がっています。しかし、恒久的な予算支出になるために、慎重な計画が必要ではないかと感じます。18歳の年度末まで医療費を無料化した場合の対象人数と試算はどのくらいになるのか伺います。また、入院費のみの場合、入院費と通院費を含めた場合、それぞれ伺います。

本町の高校生は、自転車通学が多いため、まずはけが等で入院したときの入院費用無料化の検討を早期に望みますが、取り組む考えはあるかどうか伺います。

3、今年度の通学路の危険箇所の改善対策について伺います。白線が消えている横断歩道や止まれの路面標示の改善は、今年度ではどれほど改善されるのか伺います。

最後に、4番目としまして、ふるさと納税の充当事業と充当額の割合について伺います。担当課や返礼品に係る事業者の努力が功を奏して、ふるさと納税が年々増え続けています。令和3年度のふるさと納税充当事業は多岐にわたっておりますが、充当事業と、その充当額の割合はどのように決めているのか伺います。

これで1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、健康寿命を延ばすための高齢者の社会参加や、スポーツ推進のための支援についてお答えいたします。

まず、老人クラブの団体数、会員数の減少の課題についてですが、玉村町においては、令和3年度末現在、連合会1団体、町内23支部、1,129人の老人クラブ会員の皆さんが、それぞれ会員同士の親睦を深めながら、健康づくりや地域への貢献、社会参加による生きがいくくり等を目的に、地

域の中で主体的に活動されています。

町も高齢者の健康増進及び生きがいの高揚を図り、その活動の推進や充実を図ることを目的に、連合会と各支部を対象に補助金を交付し、その活動を支援しております。議員ご指摘の老人クラブの会員数及び各支部が減少傾向にあるという現象につきましては、玉村町のみではなく、県内の市町村をはじめ、全国的なものであると認識しております。

その減少傾向にある背景として、会員自身の高齢化の進行はもちろん、近年のインターネット等の普及により、高齢者自ら趣味やサークル活動を通じた仲間づくりが容易になり、気の合う友人同士で気軽に外出するライフスタイルへの変化や公的年金の支給開始年齢の引上げ、働き方改革などによる定年退職年齢の引上げ等、高齢者が生涯活躍する社会への取組や高齢者全体を取り巻く環境の変化があります。そのため、新規加入者の増加も見込めず、若い人に引き継げない、役員のなり手がいないなどの理由から、運営に苦慮し、老人クラブ活動を継続できずに、やむなく解散を選択する地域も少なからずあると思います。

また、老人クラブ活動の運営は、会員の皆様が主体的に行っており、行政が強制的に関与する部分ではありませんし、老人クラブの皆様は長年地域で暮らし、活躍されてきた方々だと認識しております。その地域の中で、世代間交流等を行いながら、活動内容を工夫している老人クラブもあると聞いております。そのような活動が認識され、ふだんから交流を重ねた結果、地域の中での老人クラブの存在価値がさらに高まり、そして新しい会員も参加し、活動が充実するというような好循環が生まれることを期待し、町も継続的に補助金として支援していきたいと思っております。

次の高齢者スポーツ団体の活動状況について、高齢者の公共施設の利用負担額、トイレや休憩所の確保について、健康遊具についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、健康増進のための施策について、町としてどのように取り組んでいるかについてお答えします。現在、町では健康増進のために、筋力向上トレーニングを推進しております。町内で行われている筋力向上トレーニングにつきましては、現在各地域の公民館等で行われており、昨年度はコロナ禍ではありますが、開催回数287回、おおよそ600人の高齢者、延べ人数といたしまして約3,500人が参加されました。筋力向上トレーニングは、日常動作に着目した椅子を使用しての高齢者向けの体操であり、住民が主体となり、自主的に毎週1回以上開催し、地域で暮らし続けるために必要な健康づくりや大切な仲間づくり、生きがいくりに効果があると考えております。

また、この筋力向上トレーニングにつきましては、住民主体で介護予防及び健康増進に取り組んでいる状況ではありますが、地域包括支援センターの保健師等の職員が適宜会場を訪問し、運動指導や口腔機能向上指導等を行うなど、町からの情報提供や必要な支援を行っております。今後も引き続き筋力トレーニングの有効性を周知するとともに、コロナ禍においても屋外で手軽に家庭でも簡単にできる「ぐんまの風体操」や「あおぞらストレッチ」のような運動の紹介や運動指導、健康サポーター養成講座等、様々な健康講座を実施してまいりたいと考えております。なお、「ぐん

まの風体操」や「あおぞらストレッチ」につきましては、参加者が親しみやすい音楽に合わせ、効果的に体操やストレッチが行えるよう、町職員が独自に考案したものであり、参加者の皆さんからも大変好評を得ております。

また、成果といたしましては、現在はコロナで自粛しておりますが、屋外において上記の体操等を行っている地区や団体も4つあり、今月も新規に1か所開催を予定しております。町としては、今後とも継続的、持続的に広報等で周知を行い、この取組を推進していければと考えております。このご質問については、教育長からもお答えいたします。

次に、高校生世代までの入院費用無料化についてお答えいたします。備前島議員のご指摘のとおり、18歳の年度末まで医療費を無料化する動きが県内でも広まっています。現在、玉村町の子供の医療費は中学校卒業まで無料となっておりますが、無料化に当たり、県と町が2分の1ずつ負担しております。対象を18歳の年度末まで拡充しますと、県の補助はなく、町が全額負担することになります。対象人数は、令和4年4月1日現在で954名です。これを基に令和3年度の医療費の実績から15歳までの子供にかかる医療費を平均月額で試算しますと、入院費、通院費含めて概算で3,000万円程度になります。入院費のみの場合につきましては、町では国民健康保険の加入者の状況しか分かりませんが、全体の国民健康保険の割合から試算しますと、概算で300万円程度となります。

また、高校生が自転車通学の際、けが等で入院した場合の医療費につきましては、通学時のけがも学校管理下に該当しますので、ほぼ全ての高校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となり、補填されることとなりますので、基本的には公費での負担はございません。備前島議員のご質問の高校生世代までの入院費用無料化につきましては、他市町村の状況も踏まえ、慎重に判断していきたいと考えております。

次に、今年度の通学路の危険箇所改善対策についてお答えいたします。白線等が薄くなり、見づらくなっている横断歩道及び一時停止等の交通規制を伴う道路標示が町内に多く見られることから、令和3年11月18日に伊勢崎警察署長へ道路標示復旧の要望書を提出し、早急な対応を要望したところでございます。

今年度でどれほど改善されるかとの質問について、伊勢崎警察署へ問合せしたところ、補修工事は群馬県警が行うため、今年度の実施計画を含め進捗状況の確認はできないとの回答でした。しかしながら、町民の安心、安全のため、折を見て伊勢崎警察署を通して、通学路を優先的に、早期に実施していただくよう、積極的に働きかけをしていきたいと考えています。

なお、交通規制を伴わない道路標示の補修については、学校の夏休み中に学校、伊勢崎警察署、伊勢崎土木事務所及び関係各課で通学路安全点検を実施し、優先順位をつけ予算の範囲内で実施いたします。

次に、ふるさと納税の充当事業と充当率の割合についてお答えいたします。ふるさと納税につきましては、おかげさまで寄附金額が年々増加しており、直近の令和3年度は1億2,663万円のご寄

附をいただきました。これら寄附金の事業への充当についてですが、まず寄附者がふるさと納税を行う段階で、町が指定する寄附金の使途の中から1つを指定して寄附することになります。玉村町では、子育て支援に係る事業、教育、文化及びスポーツ活動の充実に係る事業、安心、安全のまちづくりに係る事業、健康増進または社会福祉に係る事業、産業振興に係る事業及び町長の指定する事業の6つのメニューから選択していただいております。実際に寄附金を充当する事業につきましては、それぞれの使途に応じた代表的な事業や、その年度における主要事業等の中から、寄附金額等を考慮して選択しております。

複数年にわたって充当している代表的な事業といたしましては、子育て支援に係る事業では、学校給食事業、教育、文化及びスポーツ活動の充実に関する事業では、企画展や小中学校ICT教育推進事業、健康増進または社会福祉に係る事業では、交通弱者対策事業、産業振興に係る事業では、道の駅玉村宿駐車場拡張事業などが挙げられます。

また、そのほかの充当事業としまして、令和3年度は健康増進または社会福祉に係る事業として、新たに始めた生活困窮者自立支援事業（フードバンク）にも充当しております。

なお、町長の指定する事業につきましては、その年ごとに私が事業を指定しておりますが、令和2年度は文化センター周辺まちづくり事業、令和3年度は社会体育館長寿命化改修事業に充当しており、どちらも玉村町の将来につながる事業となっております。

寄附金の事業への充当率につきましては、その年度の寄附額や、それぞれの事業の充当可能額等を考慮し、寄附金の全額が使途に応じた事業へ充当されるよう調整しております。

ふるさと納税につきましては、魅力的な返礼品が目的となる側面もございますが、多くの方々が玉村町のことを知り、関心を持つきっかけになると考えております。今後も寄附者の気持ちに応え、寄附を地域活性化につなげるというふるさと納税制度本来の趣旨を尊重し、貴重な寄附金を大切に活用してまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 備前島議員の健康寿命を延ばすための高齢者の社会参加やスポーツ推進のための支援についてお答えします。

初めに、高齢者スポーツ団体の活動をどの程度把握しているかについてお答えします。まず、生涯学習課で把握している玉村町体育協会に加盟している高齢者が多い団体、玉村町ゲートボール協会と玉村町グラウンドゴルフ協会の状況をお伝えいたします。玉村町ゲートボール協会につきましては、登録チーム数2チーム、会員数11名、会員のほとんどが80代となっております。活動内容は、日々の練習及び町内外の大会への参加です。玉村町グラウンドゴルフ協会につきましては、登録団体数21団体、会員数231名、平均年齢75歳となっております。活動内容は、日々の練習及び玉村町及び群馬県の協会関連の大会への参加です。会員の中には、関東大会、全国大会へ参加する大変レベ

ルの高い選手もおります。玉村町体育協会にはグラウンドゴルフ協会をはじめ18団体が加盟しておりますが、グラウンドゴルフ協会を除く団体は会員数が年々減っており、高齢化が進んでおります。

続きまして、スポーツ推進を図るため、高齢者の公共施設の利用負担額はどのようになっているか。また、トイレや休憩場所は適切に確保できているかについてお答えします。現在、社会体育館、総合運動公園、B&G海洋センターについては、町民で65歳以上の個人利用者は無料となっています。また、総合運動公園陸上競技場を利用する65歳以上の町内グラウンドゴルフの1団体については、無料で利用しております。

なお、玉村グラウンドゴルフ場、総合運動公園ゲートボール場は施設使用料の規定がないため、年齢を問わず無料で利用できます。

次に、各施設のトイレ、休憩場所が適切に確保できているかについてですが、総合運動公園、B&G海洋センター、玉村グラウンドゴルフ場は、おおむね確保できていると認識しております。しかしながら、トイレの洋式化や一部老朽化に伴う修繕なども必要と考えております。施設の修繕や更新、改修工事には多額の費用がかかりますが、施設の充実を図り、利用者が安全、快適に利用していただけるような既存施設の維持管理が今後重要な課題と認識しており、玉村町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に進めてまいります。

続きまして、「遊び以上、トレーニング未満」といった感覚でできる健康遊具を町外の公園などで見かけることがある。散歩やランニングの途中でもできるので、広場などに設置し、ストレッチが簡単にできるよう促したらどうかについてお答えいたします。ご質問の健康遊具につきましては、近年需要が大変高まってきており、全国の市町村でも健康遊具の設置数が増加傾向にあります。公園などに健康遊具があることで、様々な年齢層の方が気軽に無理なく健康維持や健康増進に取り組むことができ、利用者のレクリエーションの場としてもさらに利用価値が高まるものと認識しております。しかしながら、老朽化した施設の修繕、更新、改修工事も喫緊の課題のため、すぐに設置することは難しい状況です。今後、健康遊具の効果や設置場所を研究し、利用者に喜ばれる施設にしていきたいと思っております。

続いて、その他健康増進の取組についてお答えします。教育委員会としては、体育協会、スポーツ推進委員及び施設指定管理者の方々の協力の下、子供から高齢者までが参加できるように様々な事業を計画し、スポーツの普及振興を図る取組を行っているところであります。具体的には、町民のスポーツに接する機会の提供やスポーツを行うための動機づけとして、社会体育館やB&G海洋センターを使用した教室、ダンベル体操やバランスヨガ及びエアロビクス、ヨガトレなどを開催しております。そのほかにもグラウンドゴルフ教室、ソフトテニス教室、陸上教室なども行っております。

また、スポーツ推進委員による団体や地区への各種スポーツの普及活動の一環として、要請により出張実技指導も実施しております。さらに、町と体育協会の共催で行っている各種競技大会では、ソフトテニス大会、ソフトボール大会等年間20回程度の各種町民スポーツ大会を開催しております。

これらの大会は、希望する町民どなたでも参加できる大会として開催しております。

町の運動施設としては、社会体育館、総合運動公園、B&G海洋センター、グラウンドゴルフ場などのほか、学校開放事業で使用している小中学校の体育館や校庭、さらに地域の公園施設等もあり、かなり整備されているものと考えております。今後も身近な場所で誰もが手軽にスポーツに取り組めるような事業展開や施設整備、スポーツの普及振興を図ってまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 自席より2回目の質問させていただきます。

町長、教育長ともに丁寧な答弁をありがとうございました。確かに老人クラブは子供会とともに、最近はその団体自体が減少しつつある状況にあります。地域で集まってそのコミュニケーションを取るといふ時代よりも、もう個々にそれぞれの人たちが趣味やサークルで出かけていくような時代になってきているというふうな答弁がありました。一方で、隣近所との付き合いが希薄になっているということもよく聞かれます。

そういう中でも、老人クラブに入ることを目的と言うよりも、その趣味やサークルで出かけていく。そして、コミュニケーションを取れる人たちがいるということが一番の目的でありますので、どんな形でもその地域活動、地域参加、社会参加、そういうものができればいいと思っておりますが、子供会や老人会は団体自体が減少しているという傾向にありますね。これは、社会も少し希薄になっているというものも町長はどうでしょうか。地域のコミュニケーションとして昔のように集まって、高齢者の人たちが縁側でお茶を飲むという時代ではなくなってきておりますね。その地域のコミュニケーションが少し希薄になっているということも感じますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） それは感じますが、感じますというか、自分自身が若い頃は地域にはほとんど眠りに帰るぐらいで、今もそういうところあるのですけれども、要するに地域の、昔は例えば葬儀にしる、隣近所でやっていたのですよ、みんなお手伝いをしてもらうような形で。そういうコミュニティーが、もうふだんの付き合いというのが必ずあった社会だけれども、非常に産業が高度化し、勤め人という形で、いろんな会社勤めとなってくると、やはり地域でのつながりというのは薄くなっていくというのは一方では必然的なものだと思うのだけれども、今度はそれが弊害にならないように、どういうふうにしてもう一度コミュニティーを回復していくかというのが課題だと思っております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そのとおりだと思います。私もこの超高齢社会に入って、健康寿命をいかに延ばしていくかというテーマの記事なんか大変最近が増えております。健康寿命を増やしてい

くには、やはり自分の足で歩いたり、外を自分で歩けるように、外出できるようになる。そのためには、では今のうちから何が必要か、あるいは高齢化に向かって、高齢者の人たちが集まる場所、コミュニティをつくれる場所、生きがいを持てる場所、そういうものが身近にあって、出ていけばいいのですけれども、そうでない人たちも実際は多いわけでありまして、そのために町は様々なことに取り組んでいるということで先ほどいろんな答弁をいただきました。

その中でも私はぜひスポーツを推進して、この玉村町がスポーツ推進の町として進んでいっていただきたいというふうに思っております。体育協会に登録している団体はたくさんありますけれども、その中で高齢者の団体ばかりではありませんよね、その体育協会に所属しているというのは。もちろんテニスだとか、野球だとか、ゴルフもあります。ゲートボール、バレー、バドミントンなどもありまして、サッカーや剣道などは少年たちのスポーツという位置づけがあります。この中には、バレーやサッカーなどは一般的にその高齢者のスポーツではありませんけれども、先ほどゲートボール協会とグラウンドゴルフ協会がそれぞれあって、それは高齢者の方たちがそこで取り組んでいるということでありました。

実際は、体育協会に登録してある団体の方たちが日頃の練習などをするときのその費用の負担、それは会員費から集めて負担をしております。大会のときには、町民の大会だとか、郡の大会など有的时候には、町から体育協会を通じて補助金が出ているわけでありましてね。

その高齢者のスポーツ人口で、玉村町ではやはりグラウンドゴルフ愛好者がとても多いわけですね。そうすると高齢者のスポーツとして、外を歩いて、誰でもできるといいますか、初心者の方でも参加できるのがやはりグラウンドゴルフかなと思います。ですから、その人口が最も多いのではないかなというふうに思いますけれども、非常に玉村町のこのグラウンドゴルフ愛好家の方たちがとても元気で、本当に角刈でもよく練習をされております。そのグラウンドゴルフの愛好者の人たち、団体があるのですけれども、これを見ますと、21の団体があって、230人ほどが玉村町のグラウンドゴルフ協会に入っておられます。この中でこういうふうに見ますと、区の老人クラブの会長がそのまま玉村町のグラウンドゴルフの一つの会長になっている団体もあります。そういう場合は、やはりその区からの助成がありますので、活動に用具を買ったりいろいろできるわけでありましてけれども、高齢者のスポーツとして町として応援していただきたいと思うのは、例えば10人集まったときに、平均年齢75歳以上だったとします。そういう場合のその方たちの応援というのがなかなかないので、補助金という形がありません。実際、そういう方たちのそのスポーツを通じて健康増進、生きがいづくり、社会参加、コミュニケーションづくり、そういうものをしたいというときに、10人集まって何かをしようというときに、区からの補助金もなければ、また老人クラブに入っていなかった場合は、老人クラブからの助成もありません。そういう場合はどうしたらいいのだろうかというふうに考えたときに、大会に出れば大会費用というのはあるかも分からない。

町長、そういうことは今まで相談とかなかったでしょうか。高齢者の方たちのスポーツ団体、自分

たちには何の補助金もないのだと、だけれども、それを維持していくのは大変。でも、そこが居場所づくりにもなっているのだと、そういうことはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） そういう話を受けたこともあります。しかし、なかなか即答で分かりましたというわけにもいかないという事情もありますので、話を受けて、そうですよねという形で結論はまだなかなか出せない状況があります。

というのは、今回の一般質問を皆さんいろいろ聞いていると、本当に予算のかかることが非常に多くて、もうそうなってくると、それ全部分かりましたとやっていると、もう財政調整基金全部使っても間に合わないぐらいになってしまうので、その辺との兼ね合いで、返答はすぐ結論は出せないのだけれども、話は聞いています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 昨年の教育長からの説明で、町からの補助金が支払われるのは、その必要性や効果、妥当性が十分に認められて、公益上必要があると認められるものに限られる。グラウンドゴルフの団体にだけその補助金をつけるというのは、やはり公平さに欠けるという答弁がありました。私もグラウンドゴルフのその団体にだけ補助金をつけてほしいと言っているのではないのです。高齢者が例えば10人、20人集まって、何か自分たちでスポーツクラブをつくってやろうというときに、それを全部自分たちで持ち出しでやっていったのでは、なかなか続かないなというふうに思うのです。そして、老人クラブにも町から補助金出ていますよね。そして、居場所にも町から補助金出ていますよね。その居場所、そして老人クラブにその補助金をつけるその目的はどんなものでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、やはり健康寿命を延ばすという意味合いで、あとは先ほどの地域が希薄化しているというところで、その地域との交流を深めるという部分も含めまして、そういった目的で最終的には健康寿命を延ばしていきたいということで補助金のほうをつけているのが実態だと考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そうですね。目的はやはり健康寿命を延ばして元気でいてほしいという、そして最終的には医療費の削減にもやはりそれがつながっていくわけでありますので、その高齢者の

方たちを応援するという意味で、町から補助金が出ているわけですね。ですが、実際にこの玉村町のグラウンドゴルフ協会、その21団体、グラウンドゴルフ人口が多いので、これを例に述べさせていただきますけれども、玉村町のグラウンドゴルフ協会の中で21団体があります。この中でやはり何の補助もなく、区からもない。そして、老人クラブに所属しているわけではないので、老人クラブからの助成もないというクラブがあると思うのです。そういう方たちの応援をやはり町は取りこぼさないでやっていただきたいということで今日は一般質問しているわけです。実際、会費を集めているのです。年間例えば1,000円とか、それぞれの会員から。また、自分のウェアや自分の道具は自分たちで買いますよね。しかし、そのゲートだとか、フラッグ、旗だとか、そういうものは会員の会費の中から買っているわけです。

実際、この玉村町グラウンドゴルフ協会の会長が老人クラブの会長と兼ねている場合もあります。その場合は、老人クラブは最高で4万9,300円、1つの老人クラブに対して、最高ですよ。会員数に応じて4万9,300円出しているのです。さらに、区からの寄附金もあって、老人クラブですよ。多いところでは30万円近く老人クラブでもらって、使えるようになっています。老人クラブの一環として、グラウンドゴルフをやっているのであれば、その予算が使えるのですが、老人クラブにも所属していない方たちがグラウンドゴルフをやっている場合は、何の補助金もないのです。ですから、そういう方たちのやはりこれも居場所であって、健康増進であって、行く行くは確実に医療費の削減につながっていくのですよね。そういう方たちの支援も町としてはよく把握してやっていただきたいなという思いでいるのですが、その点どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

ふれあいの居場所づくりの中には、そのグラウンドゴルフをやって、ふれあいの居場所ということで登録している団体もいらっしゃいます。例えば老人クラブもそうなのですけれども、やはりそのふれあいの居場所づくりという枠でいろいろな多分制約があると思います。月に1回は団体代表者会議に参加してくださいだとかという、いろいろな制約がある中で、それでもその制約の中で動けるようなことであれば、例えばふれあいの居場所に登録するだとかというのも一つの方法かなというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） でしたら、補助金がない。少し町の支援が欲しいという団体であれば、登録して、居場所づくりの中の一環として、そのグラウンドゴルフの団体とするというようなことが一つの案だということですね。

〔「そうですね」の声あり〕

◇7番（備前島久仁子君） 分かりました。それは分かりました。はい。

次に質問させていただきます。高齢者のその公共施設の利用負担額、先ほど教育長から伺いました。運動公園で、運動公園はいいトイレもあります。そして、休憩場所となっている真ん中のところに椅子なんか置いてあるのですけれども、その椅子も非常にもう老朽化して、ぼろぼろになって、中のウレタンが見えているような状態であります。そこでは、週に2回ずつグラウンドゴルフの方たちがグラウンドゴルフをやって、健康増進に努めておりますので、先ほどトイレですとか、その休憩場所、ほぼ整っているということでありましたけれども、そういうものも整備されて、雨が上がった後は座れるような状態ではないですので、どうか高齢者たちが健康増進に向けて一生懸命やっている中において、そのトイレだとか、使用料ですとか、そして休憩場所、そういうものをもう一度点検していただいて、運動公園の座るところを、休憩場所、そういうものもほかの方も使いますから、整えてやっていただきたいと思いますが、生涯学習課長、どうですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 運動公園とか、そういう施設のトイレとかの状況、新しくしたところも運動公園なんかあるのですけれども、全体的に和式のままであったり、そういう老朽化した部分があるのは事実です。そういったところにつきまして、施設の改修については、先ほど教育長が答弁したとおり、長寿命化の個別計画にのっとり、そういう大きな改修と同時にやっていくことがいいのかなと私のほうは思っています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 角瀧のグラウンドゴルフ場は、トイレも完備されて、休憩所もあります。木陰もありますので、あのグラウンドゴルフ楽しんでいる方たちが木陰で休憩したりしておりますが、社会体育館のグラウンドにありますトイレは、これは機能していません。鍵がかかったままです。鍵がかかったままのトイレは、使用することもできませんし、社会体育館のグラウンドで上之手の方たちがグラウンドゴルフをしておりますが、靴を脱いで中のアリーナのところのトイレまで行かなくてはならないのです。鍵のかかったままのトイレをコンクリートのままの塊のような形で、非常にかなり不気味なようなトイレなのですけれども、あれ何であのまま放置しておくのかお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 社会体育館の南側のトイレにつきましては、ふだんから薄暗かったりしている。なかなか使う人もいなかった。グラウンド自体が上之手のグラウンドゴルフで使うぐらいだったということもありまして、ふだんは防犯上も含めて閉めている状態であります。ただ、春祭りとか、そういう大きなイベントがあるときには、開けてはいるのですけれども、やはりあまり使

いたくないなというような感じに今はなっていると思いますが、大分古くなっております。今後、南側には南分団の詰所ができます。その後、グラウンドのほうをどういう利用の仕方をするか、そういうことも含めてまだ環境安全課とは相談していないのですけれども、そういうときにトイレ等のほうも何かしら考えられればいいかなと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そうですね。社会体育館のグラウンドにありますトイレは、コンクリートの塊のようで、通常閉めているという、トイレの役目は果たしておりません。以前あそこでたばこを吸ったり、あまりよくないことがあったということで閉めたという経緯は聞いておりますけれども、使い勝手が悪い。また、あそこは上之手のグラウンドゴルフの愛好家の方たちだけではなくて、子供たちがちょっと自転車に乗ったりとか、あとソフトボールをしたりとか、ボール投げをしたりとか、サッカーをしたりとかしておりますいいグラウンドですよ。ボランティアで一生懸命草むしりをしていてくれる方がおって、テニスができるような状態できれいになっておりますので、ああいうところに使わないトイレをそのままに放置していくのではなくて、壊すのもお金がかかりますけれども、今度南分団がそこにできるわけですので、外トイレとして整備して、あそこで外で運動したりする方たちが使えるように、それもぜひ要望しておきますので、よろしく願いいたします。

さて、皆様のお手元にこの「ちょいトレ」というちょっとウォーミングアップにいいのではないかなと思うような「ちょいトレ」の資料を配付させていただきました。ウォーキングをしたり、マラソンをしたり、そういうふうに健康管理をしている方はとても多くて、下半身のトレーニングはよくされるのですけれども、その上半身を使った背筋ですとか、腹筋ですとか、そういうものを使ったトレーニングというのは、なかなか大人はする機会がないのです。それで、こうした「ちょいトレーニング」、ウォーミングアップにどうでしょうというこういうものを運動公園にでも少し置いていただいて、あそこを歩いたりしている方が少し自分のトレーニングとしてこういうものを使ってできたらいいなと思ひまして、今回提案させていただきました。

現実問題として、前橋市ではもう91の公園に設置されております。皆さんが歩いたりする中で、ちょっとトレーニングをして、また歩いて帰るというような、そういうことが習慣になっていくような町であればいいなと思ひまして、ここにたくさんあるのですけれども、その中からの一枚をこのように提案させていただきました。子供の遊具というのはありますけれども、大人のこうしたちょっとトレーニングの必要性を感じております。町長はウォーキングは日課のようでありまして、上半身をなかなか鍛えるということは日頃はそんなにないと思うのです。ですから、ぶら下がったりとか、腹筋、背筋を少し鍛えるという意味で、こういうものの設置も運動公園にぜひ1つ、2つお願いしたいと思ひているのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 答弁でも言いましたけれども、いろいろな観点から検討して、設置できるかどうかも検討していきたいと思います。というのは、そのほかにも遊具で対処しなければならないものもあるので、そういったこと等を踏まえながら、全体的に見て対応できるものがあれば対応していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今、健康増進のためにいろいろ質問させていただいておりますけれども、6月4日から10日までは歯と口の健康週間ということで、口腔ケア、かむ力、飲み込む力が衰えないように、そういうものにも気をつけましょうという週間であります。筋力の低下を少しでも遅くするための筋トレを町では進めておりますけれども、これから超高齢社会に突入した日本では、後期高齢者の割合が増え続けることに伴う社会保障費の急増ですとか、医療や介護に係る人材の不足ですとか、ヘルスケアの現場は非常に深刻な課題をこれから抱えているわけであります。人生100年時代に向けて予防医学というものにも取り組んでいかななくてはなりません。

年齢を重ねると、筋力が減少したり、やる気が起きないといった心身の衰えなど多面的な老いが絡み合っている状態で、フレイルという言葉もよく聞くようになりましたが、そういうものを少しでもなくしていくためには、予防の三本柱と呼ばれる食事と運動と社会参加だそうですので、この玉村町で町長、少しスポーツ推進の町、スポーツをしながら健康でいつまでもいようという、私はずっと一人一スポーツというのを玉村町が掲げてきましたけれども、どうか町長、スポーツ推進、スポーツで町を盛り上げていくということで、この間はサイクリングでということもありましたけれども、それもスポーツに入ると思うのです。そういうものを掲げながら、皆さんで健康増進をしようということで、今後取り組んでいっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 新井議員からもサイクリング、それからポタリングということが出てきましたけれども、本当にスポーツする環境は玉村町、結構いいですね。自然環境も踏まえて、角淵のゴルフ場のところの烏川沿いなんかも非常になかなか散歩していてもいろんなものが見えてきますし、それからプールがあり、体育館があり、公園がありという形で、町としても、それで体育館も結構な人が入って運動を楽しんでいますよね。そのほか、屋外での様々なこともあるということで、あとはその人、その人がやっぱり健康寿命を延ばすための意識を高めていくということがまずは大事なかなと思って、それで環境整備も玉村町はもう一人一スポーツという形で来ていますから、それとともにやはり健康は幸せだねという自覚を皆さんが持っていただくこと、それがフレイル予防にも、また介護とか、そういう健康に対するトータルコストの軽減にもなるとなっています。だから、自分に見

合った心地よい運動をしていくという、そういった状況をつくっていくということは非常に大事だと思っております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 社会体育館がリニューアルされて、大変きれいになっております。土、日に行きますと、中学生たちが大変元気に練習試合をしておりますし、ああ、こんなスポーツがあるのだと思うようなスポーツをたくさんその社会体育館でやっております。また、剣道なんかもこんな小さい子が、ちびっ子剣士が剣道をしたりして、心身ともに伸び伸びと育ててほしいなというふうに思います。私もジムに通っておりますので、生涯学習課長もジムでお待ちしておりますので、ぜひ参加してください。

次に、高校生までの医療費の無償化について質問させていただきます。義務教育の中学生までの医療費の無償化のために、何度か以前議会で質問させていただいて、実現したときが昨日のようでありますけれども、所得制限を設けなくて、中学生以下の医療費が県内全域で無料なのは全国で群馬県のみということでもありますので、1人当たりの車の保有台数が全国で1位の群馬県でもあり、とてもこれは先進的な応援かなというふうに思っております。今後は少子化も進んでおりますし、車社会がますます加速化する中で、高校生世代までの医療費の無償化を検討する時期に来ているかなというふうに思います。上野村のように、対象とする高校生が10人、ここは予算は18万円なのです。上野村では早くから取り組んでおりますけれども、こういうところは予算が18万円だから取り組めるのでしようけれども、非常に予算がかかることでもありますし、検討が必要かなというふうに思います。

また、大泉町などは町民税非課税世帯の高校生世代の医療費無料化で、対象は5人、予算は60万円、財政の豊かな前橋市、太田市は早くから通院、入院ともに無償化にしております。それを受けて、今度高崎市では、2023年度中に対象となる高校生1万5,000人、入院が3,000万円、通院費2億7,000万円、総額3億円を見込んで2023年度中には実施する予定であります。これは、所得制限を設けないということでもあります。高崎市のほぼ10分の1が玉村町の人口ですので、予算は大体3,000万円と先ほど言われましたけれども、高崎市が3億円を見込んでいるということで、市長は実施したいということでもありますので、高崎市が、前橋市がと、そういうふうにだんだんなっていくと、医療費に差がついてくるのではないかという保護者たちの声も上がってくると思います。

一方で、入院費のみとしている富岡市は、対象者が1,300人で、180万円の予算を計上しております。子育て支援と言うよりも、安心して医療を受けられるという視点で、玉村町でもぜひアクションを起こしていただきたいと思いますが、方法はやっぱり3つあると思います。1つは、通院費、入院費ともに無料の場合、試算をすると3,000万円と先ほど言われました。2番目は、入院費のみ無料とする場合、これは300万円ということでありました。3番目としましては、いずれにして

も所得制限を設ける。3つあるかと思います。先ほども言いましたが、自転車での通学をしているのが多い町では、大きなけがでの事故がある。若い人たちはそれほど病気で入院ということはないかも分かりませんが、せめてその入院費用の無償化、まずここから進めていただきたいと思います。もう一度町長、お願いいたします。高校生世代の入院費用の無償化、まずここから進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） ここで分かりましたということまでは言えないのですけれども、きちんと要するに単年度で済む問題ではないので、その財源をきちんと確保した上で、できるかどうかというのは、いろんなパターンを含めて検討していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） もちろん検討していただくということですから、もう検討段階に入ったかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、通学路に移ります。確認はできないけれども、働きかけていくということでありました。私も見守り隊で小学校の角に立っておりますと、止まらない車がやはり非常に多いのですよね、残念ながら。はっと思って止まると、横断歩道の上で止まる車が多い。私たち見守り隊で黄色の服を着ているのですが、それでも車止まらないのが多いのです。やはりその学校の周辺の通学路、その整備というのはもう何が何でも、一番最初に取り組んでやっていきたいと思うのですが、私、去年の12月に質問させていただきましたけれども、カルバートのところのその危ない通学路があるのだと、そうしたカルバートのところに通学路につき減速だとか、そういうものが何か車運転する人に分かるように置けないかという質問をさせていただきましたけれども、そういうものはどのように検討はされたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

備前島議員からご質問いただき、すぐに関越の側道のボックスカルバート、あとは玉村中学校の西側のカルバートの部分見てきました。八幡原のほうは2か所看板設置をすぐにいたしました。それがどこまでドライバーさんに注意喚起ができるのかというのは、先ほど議員が言われたとおり、なかなか止まってくれる方、群馬県は特にドライバーのマナーが悪いと全国的にも言われている中で、我々ができるところといたら、そのぐらいなのですけれども、看板のほうは設置しております。

玉村中学校のほうにつきましても、土手のほうから下りてくるところ、あちらがちょっと死角になりがちなので、学生さんに、中学生にあそこで必ず止まるようにということで学校からも注意のほう

を改めてしていただいたりしております。あそこには施設のほうが、社協さんのやっている施設がありますので、一応その注意喚起の看板が2か所ありまして、減速するよというものは以前からあって、それにさらにつけるというのもどうかなというところで、そちらについては、看板の設置は今のところしていないのですけれども、子供たちには注意をするよよというよの喚起はしていただいております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） それから、電柱に巻いてある電柱幕というのですか、通学路につき減速とか、それももう非常に古くなっているものも多いですので、そういうものももう一度点検していただいて、安全な通学路にさせていただくよよお願いしたいのですが、その辺の点検はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 電柱幕につきましては、本来電柱に何かを巻き付けたり、看板をつけたりするときというのよ、その電柱の所有者である東電もしくはNTTのほうに申請をして、年間何がしかのその共架料というのよ納めなくてはいけないということがありまして、今現在電柱に看板設置はしていないよよな状態です。防犯カメラのみは今年度から青い標示板をつけてありますけれども、それ以外のものというのよ順次取り外していきながら、それ以外のポールであるとか、フェンスであるとか、そういったものに看板のほうは設置をしていきたいというふうよ考えております。

環境安全課のほうよつけたその電柱幕というのよ、基本的にはもうないのよすということよ確認のほうは取れておりますので、もしかしたらその学校周辺のPTAさんが以前つけたものがそのまま残っているのよかなというふうよにもちょっと私のほうよでは考えております。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

次の本会議は、10日金曜日です。午後2時30分までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時31分散会